

にあると認識をしております。

したがいまして、これらを総括して、新しい基
本法の中で、また新たな考え方も導入しながら新
しい農政さらには農業、食料全体を目指していく
たいというふうに考えております。

○鉢呂委員 七日の総理の御答弁も、社会経済の
変更に伴って、その事態に対応して新たな基本法
をつくるんだという、ユートラルなどといいます
が、現行の基本法農政に対して我が国の政策上ど
ういう視点で行うかということが不明瞭であった
というふうに私は思っております。今も大臣は、
現状、これまでに至る農業や農村社会の変化の実
態については言わされました。

実は私、二時間ありますから、皆さんのこの間
の経緯について相当勉強させていただきました。
昨年十二月に農政改革大綱というものが、今官房
長も見ておりますけれども、この紫色といいます
かピンク色の冊子が出ております。中川昭一農林
水産大臣の御署名もすばらしい字で書いてある冊
子であります。

この農政改革大綱、前文を見させていただきま
すと、その基本的な考え方を見させていただきま
すと、これは識者も言っておるのでありますけれ
ども、一つは、現状の農業、農村、食料の状況は
危機的状況にある、多くは申しません、危機的状
況にあるという認識を農水省が示しております。
そして同時に、現行基本法に基づく戦後の農政
を、その反省を踏まえて国民全体の視点に立つて
抜本的に見直しをしていく、反省ということが明
記をされております。

骨子のところにいきますとこの点がすっぽり抜
けておるんですけれども、大綱自体はそういうふ
うにきちんと表現をされておるわけであります。
いろいろ学者の先生も、役人さんというのは政策
をやつてもその総括というのはしないたぐいのも
のである、行政にとつて反省というような言い方
をするのは禁句に等しいという中で、このよう
に、危機的な状況、そして、これまでの基本法に
基づく戦後の農政というものの反省ということを

明言されておるわけでありまして、こういう立場
で農水大臣もおられるかどうか。大綱を出された
のは農水大臣でありますから、そうであるといふ
ふうに思いますけれども、その点について御答弁
を願いたいと思います。

○中川国務大臣 先ほど申し上げましたように、
制定当時としては極めて画期的といいましょう
が、当時の国会の審議なんかも併聴しますと、か
なり激しいいろいろな議論があつたということ
で、その中で、農業、農村の将来のためにできた
基本法として、当時としては私はやはりそれなり
の意義があつたと思っております。

ただ、生産サイドと消費者サイドとのミスマッ
チが生じたり、あるいはまた天候等の問題があつ
たり、いろいろな外的な要因があつたりしたこと
によって、先ほど申し上げたように、格差の是正
が目的としてあつたわけでありますけれども、十
分には達成できなかつたということであります。
そこで、その辺を反省ということであります。

この農政改革大綱骨子の中にも、「現行基本法
に基づく戦後の農政を、その反省を踏まえ国民全
体の視点に立つて抜本的に見直し」というふう
に明記されておるわけでありますから、まさ
しく、基本法という非常に法律の中でも位置づけの
高い法律を廃止して新しい基本法をつくるという
ことでありますから、当然ここには総括あるいは
反省というものがなければ、新しい基本法をつく
ることであります。そこで、その反省を踏まえて
国民全体の視点に立つて国民全体の視点に立つて
抜本的に見直しをしていく、反省ということが明
記をされております。

逆に申し上げますと、反省あつてこそその新しい
基本法だというふうに私は考えておりますので、
十分その辺を、法律ですから政府自体の所管事項
でありますけれども、政府だけではなくて国民的
な理解、生産者、消費者等々の御努力、御理解も
含めた上で、これから新しい基本法が文字どおり
の目的が達成できるよう努めをしていかなければ
ならないというふうに考えてはおります。されば
その反対に、危機的な状況、そして、これまでの基
本法に対する上では必ずしも実態に沿わなかつた。
それに対して、タイミングよくこれを新たなものに
対して、タイミングよくこれを新たなものに

らえるということではなくて、そういう姿勢が極めて
大切であるという点で私は高く評価をしていき
たい。

堀込委員の五月七日の質疑、先ほど言いました
けれども、そういう視点については、これは総理
大臣ですから必ずしも認識をしない形で、これま
での経緯あるいは現状の農業、農村の状況という
ものを御答弁されたんだというふうに思いますが
それとも、堀込委員は、否定的に総括をすべきであ
るという言い方をされたわけであります。否定的
なことは少し言葉は大きいのですけれども、
反省の上に立つて、これからどうするかというこ
とに立つて、やはり農水省、農政を執行する担当
者としてそのような形で臨んでいくことは極めて
大切である。

ですから、この改革大綱の基本的な考え方、全
体の文章は、今日までの食料、農業、農村の我が
国の状況、それから、今後の方について非常
に思い切って書いているというふうに私は評価を
しております。

ただ、基本法でありますからという大臣の表現
もありました。私も議員になつて丸九年過ぎまし
たけれども、この間ずっと農水委員会に所属をし
ています。例えば、近藤元次農林水産大臣の当時
からこの基本法の見直しとすることが言われて
おつた、農水大臣みずからそういう形で言及をさ
れた、あれが平成三年かそのぐらいだったと思
いますけれども、それ以来、六年も七年もたつてよ
うやく新たな基本法の制定にたどり着く。

また、具体的なところでいきましても、この検
討会をつくつてからもう四年ぐらいたつてようや
くたどり着いたということで、タイミング的には
非常に問題があつたのではないか。基本法という
のは、つくられた當時意味があつたということは
あつたでしょう。しかし、その後のいろいろな状
況の急展開で、基本法というものが必ずしも実態
に合わない、あるいは、基本的な問題として農政
を推進する上で必ずしも実態に沿わなかつた。そ
れに対して、タイミングよくこれを新たなものに

するという姿勢が欠けておつたのではないか、私
はそういうふうに思わざるを得ません。

したがつて、平成四年に新政策が打ち出されま
した。それ以降、ガット・ウルグアイ・ラウンド
の合意あるいはWTOの協定に基づくさまざま
な指針が農水省から出されてきました。けれども、新政策、これとの関係で今回の基本法と
いうものはどういう位置づけになるのか。

私どもが見たところでは、具体的な政策につ
いては、中山間ですとかいろいろな面で新たなな
どに踏み出すところを持つておりますけれども、
基本的に新政策を踏襲するものではないか。あ
る面では新しい面も若干ありますけれども、新政
策を踏襲した法律としておくれさせながらの基本
法ではないかという感が否めないわけであります
けれども、大臣の所感をお伺いいたしたいと思
います。

○中川国務大臣 私もまだ十五年ちょっとの国会
生活でございますが、私自身も農政に携わってき
て、牛肉・オレンジの問題でありますとか、十二
品目の問題でありますとか、それから、七年間か
かったウルグアイ・ラウンド交渉の問題であります
とか、さらには、平成五年のあの大冷害の問題
でありますとか、いろいろな農政上の大問題を経
験してきたわけであります。

その間、新政策あるいは米の新しい政策等々を
いろいろやつてまいりましたけれども、やはり基
本的には今回の新しい基本法に至る一つの過程で
あつたというふうに私は位置づけをしておりま
す。

運がつたのではないかと言われば、確かに早
ければ早い方がいいのでありますけれども、
ウルグアイ・ラウンドの決着、あるいは新しい米
政策等々がございまして、基本法の議論といふも
のが、やはりある意味ではその総括であり、新た
なスタートの一番大きなポイントだろうという
ふうに思います。

しかも今回は、先生御指摘のように、全く当時
は予想し得ないような新しい要素、例えば多面的

機能でありますとか、その中の景観、環境、あるいは教育的側面等々ござります。さらには、食料・農業・農村基本法でありますから、つまり国民全体を視野に入れた、旧基本法ではなくまでも選択的拡大と所得の格差あるいは生産条件の格差の是正という生産サイドのみの話でありましたが、消費者あつての国内農業また国内農業あつての消費者という観点、消費者も視野に入れた全く新しい法律ということをございますから、その法律づくりには、やはり相当新しいドラスタンダードな議論といふもの必要ではなかつたのかな。

そういう意味で、食料・農業・農村基本問題調査会で二年間にわたつて三十回数回の議論をしていただいたとすることのございまして、やはり次期交渉も踏まえ総合的な面で、タイミングが早い方がいいとはいひながら、この時期にこの基本法の議論をしていただき、そして、この法案が今国会中に成立し、施行されるということも、別の意味でタイミングがいい時期ではないのかなというふうに私は考えております。

○鈴呂委員 それとの関係で、もつとやはり早くなければならなかつたというふうに思います。

今回の基本法はあくまでも理念宣言法だというふうに言われてゐます。基本計画は五年ごとに見直しをしていくという形でありますけれども、やはり最近の世界各国の農業法もある面では、我が国よりも非常に時期を見て、タイミングを見て新たな法律をつくるなり改定をしてきておる。

そういう面では、どうも日本というのは、一回理念法をつくればなかなかこれを改定できないといふことがあるのかもわかりませんけれども、もつとタイミングよくこの見直しをしていくといふ考え方方に今回の基本法というのは立つのかどうか、大臣、一言御答弁を願いたいと思います。

○中川国務大臣 ですから、直接法律には書いておりませんけれども、例えば消費者ニーズといえども、よいもの、安全なもの、そしてまた表示の問題等々があるわけでありますし、また一方、次期交渉に向かいまして、我が国がこれから各国に主

張をし、そして我が国の立場を理解させていかなければいけない問題等々があるわけである。そういう意味で、この基本法が我が国の食料政策、つまり国民全体にかかるる食料政策として政策、憲法という言葉を前回も使いましたけれども、文字どおり基本法であるわけでありまして、基本法自体は、そう簡単にころころ変える、くつては廃止していう問題はないと思います。

しかし、これから中長期的な日本の食料、農村政策の文字どおりよつて立つ基本理念を明記し、そして、それに基づいて、基本計画あることはいろいろな施策を通じて実現をしていくということです。さて、今回的基本法が中長期的に、また国際的にも耐え得るものであるとの前提で提出をさせていただき、御審議をお願いしているところでござります。

○鉢呂委員 そういう考えは、今から改定するということを提出者から述べるということがあるので、私もわかりませんけれども、今日このように、前回の基本法が三十数年間もほとんど基本的な部分で改定がなかつた、これが実態に合わないまま今日まで来たのは否めない事実ではないか。これから時代の変転は極めて急速だというふうな観点からいきますと、やはり基本法といえども、農政の担当者として、適宜改定を加えていくというところにちゅうちょしてはならないというふうに思ひます。

もう一度、今後の基本法のあり方に通ずる話でありますから、私は、いろいろな基本法のありますけれども、もつと時代に即してしていくという考え方であつていいのではないかというふうに思ひますから、その点、大臣としてどのようにお考へになるのか、御答弁を願います。

○中川國務大臣 今回御審議をいただいておりまます新しい基本法は、現時点で、将来にわたって十分に耐え得る基本法だ、ベストのものだと思っております。

けでありますから、幾ら基本法といつても決して不磨の大典ではないというふうに思いますので、仮に、その四つの基本理念を初めとするこの四十一条から成る法律の中で、実態と著しく乖離をする、あるいはまた政策が変更されるということになるとするとなるならばそれを基本法だから変更しないんだということまでは、私は申し上げるつもりはございません。

しかし、現時点ではこの基本法、そしてまたこれに基づく基本計画、あるいはその他の法律、諸施策が中長期的にベストであろうということであっておりますが、未来永劫、一字一句一切変えないんだということまでは、私は申し上げるつもりはございません。

○鈴呂委員 今、私どもいろいろ関係者からお話を聞いております。この論議も、本会議も含めて始まつたわけありますけれども、国民的な合意を求めていくんだという割には、国民の関心はいま一つではないかなというふうに思うわけであります。

マスコミの皆さんも、これをつくる過程において、株式会社の問題等々については関心を示しましたけれども、非常に大切な、食料の全体をどういうふうに安全保障的な立場で供給していくのかとか、多々大きな問題がある割には国民的な関心が薄い。これは一般的に、毎日不足なく食べておる食料ですからという意向もあるのかもわかりません。

同時に、農業者の関心も、いろいろ私ども聞いてみますと、この基本法に基づいて農業の展望が開かれるというような、意欲を喚起するような基本法はどうしても言えない、現下の大変厳しい農業経営の実態からいきますと、何か訴えるものがこの基本法にはないのではないかという声が大変強いわけであります。私どもの北海道でも、こういう言葉だけのものではない実態にあるのではないか、政府はどういう考え方をしておるのだろうという声が強いわけであります。

基本法をつくるこの間の差し迫った論議とし

て、皆さんも、国民的な論議の中で国民的な課題というもののをつくり上げていこうという姿勢に変わりないと思います。基本問題調査会のいろいろな論議でも、農水省としては、本当に開かれた立場でやつてきたというふうに私どもは評価をしますけれども、もう一つ盛り上がらないその原因は何だというふうに大臣として見ておられますか。

○中川国務大臣 今、鉢呂先生からも評価をいたしましたけれども、これは総理のもとの基本問題調査会でございまして、三十数回、そしてまた、そのほかに公聴会等いろいろやつたわけであります。それとは別に、私自身も含めて農林省が、消費者団体あるいは全国の皆さん方に御理解をいただくという作業をしております。これからも、もつともっとやつていかなければならぬというふうに思つております。

そういう中で、今の時点では、この法律に対しても、もちろん農業者の方々は大変御関心があると思つておりますけれども、私は、消費者の皆さん御関心もぜひ必要だろうというふうに思つておまりまして、つい先日も消費者団体の皆さん方と二時間ほど懇談をさせていただきました。やはり資料等を御説明すればいろいろ御議論が出てくるわけでございますし、さらには日本型食生活とかごみをなくしましようとか、法律で規定すべき問題以外にも実はかなり踏み込んだわけであります。おまえの食べている飯の食べ方を変えろみたいな、そういう強制的なものではありませんけれども、御理解をいただかなければ将来にわたつて日本の食生活が不安になりますよということについては、大方の御理解をいただいているものといふふうに考えております。

さらには、これは関係省庁とともに連絡をとつて、例えば文部大臣、有馬さんなんかは非常に御理解をいただいておりまして、都市の子供たちが農村に行く、さらには来年からは農村の農業経営の方々が都市に来て交流をするとか、そういうことについても、これは教育課程段階で非常に大事なことであるということで意見が一致しまして、

有馬大臣にも大変な御協力を今いただいているわけでございます。

そういう意味で、あらゆる手段、あらゆる方法を使って、国民にとって必要不可欠な食料の国内生産を基本とした安定的な供給、さらには多面的な機能というのも最終的には国民にとってプラスになるわけでございますので、これからもこれに対する御理解と、それからこの法案の趣旨の普及に向けて努力をしていきたいと考えております。

○鉢呂委員 いわゆる国民的な関心が起つてこないということについて大臣の直接の言及はなかったわけでありますけれども、あるいは農業者が一番関心を持たなければならないわけであります。最近、私どものところに来るのは、早く農業基本法を上げるというだけの要請が多いんです。しかし、私どもがじっくり話をしてみれば、先ほど言いましたように、この基本法が訴える、あるいはこの現下の極めて危機的な、崩壊的な農業の実態を変えていくものが見えてこないというところが強いのであります。

そういう意味では、何が問題になつておるのか。大臣も言われました長期に通ずる基本法ですから、抽象的な文言になつておる嫌いは強いのですが、ありますけれども、やはり政策の責任者としての決意なり、あるいは政策を遂行する立場の者としての決意なり、あるいは現下の状況に対する総括なり、その方向についてはむしろ現行基本法の方に向かないといふふうに言つておるわけであります。ですから、私どもの党は、堀込委員の本会議の質問でも言つていますけれども、やはり農政の責任者としての決意なり、現下の農業の実態なりを

前文という形で明記すべきでないかということを提起をしておるわけであります。

この点について、大臣としてどのようにお考えになるのか。農業者がもう一つこれならいけるというような感じに至らないということも含めて、

大臣の御所見をいただきたいと思います。

○中川国務大臣 基本法は、第一条で、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定めと

いうことになつております。二条から五条まで四つの基本理念が明記されておるわけでございます。そういう意味で、むしろ前文がその基本理念というお考えでの御質問だらうと思いますが、あ

るいは趣旨という意味で、この法律自体が基本理念法であり、むしろ前文よりも中身とし

ては各条文が法律的な意味をきちっと持つわけであります。そういう意味で、二条から五条までの

基本理念といふものが明記されておるということは、私は、前文をあえて設置することで実態的な関係がないのではないかというふうにこの法律案では御理解をいただきたいと思います。

先生も御指摘になりましたように、最近の基本法は前文といふものを持たない。つまり、基本法というものはそもそも理念法であり、根本的な考え方を示す法律であります。ちなみに、私、先週末、韓国の農業大臣と会議をやつてしまりました。韓国でも新しい基本法を去年制定して来年から実施だそうでありまして、その条文を見ました。四十八条ぐらいで量的にも同じです、中身がかなり似通つておりますが、やはり韓国的基本法でも前文といふのがなく、いきなり第一条から入ってきておる。日本でも基本法といふものとの決意なり、あるいは現下の状況に対する総括性格上、前文といふのを置く必要はないのでは

ないかといふふうに考えております。

○鉢呂委員 もう一つ。この基本法が農業者に特に訴えない理由は、先ほども言いました新政策の基本は、価格については市場原理を導入していく、あるいは大規模な経営体というものを育

成していく、あるいは農業所得については他産業並みの労働時間と農業所得を確保していくんだ

と。非常に大規模な、あるいは合理的などいま

すが、そういう農業経営にシフトしていくことが非常に鮮明に出できました。これを補完するとい

いますか、これをきちっとした具体化をするとい

うことでは、農政改革大綱なりあるいは改革プロ

グラムを見ても鮮明にそのことが出ておるわけであります。

しかし、そういう農業の効率化、合理化という側面とともに、先ほど大臣もおっしゃいました、いわゆる農業の多面的な価値を求めたもの、ある

いは中山間地域の地域政策、そういうものが一方である。要するに、言つなれば農業の非経済的な効果をどういうふうに働くのかということが

一方で文言上も出てきておるわけであります。

しかし、それと先ほど言つた農業の自由化なり

市場化なり、あるいは国際化というものとどういった方向でかみ合わせていくのか。ある面ではこれは対立的な政策要素だと思つんではけれども、これをどういつた形でバランスよくかみ合わせて、本当に日本の農業が今危機的な状況から再生していくんだというところの政策上の論点

が必ずしも明らかでない。そこにやはり、どうも新政策上のあの流れが非常に強いというところの農業者は見ておる。あるいは私どもにもそういう言い方をされるわけであります。

そういうところについて、大臣としてどのようにお考えになつておるのか。私の、今のこういうところ方についてです。

○中川国務大臣 今御審議いただいている法律案

きの対策は本法案で書かれておるわけでありますし、一方、暴騰したときのメリットは、これは生産者の方に行くわけでございます。さらには、やはり市場原理ということは、消費者のニーズにこたえた生産をすれば値段がいい価格で売れるといふことも市場原理の一つのメリットでございま

す。

だから、デメリットについては、できるだけそれをカバーするよういろいろな施策を講じながら、メリットも農業者、生産サイドにあるのだと

いうこと、これも御理解をいただきながらやつて、市場原理のプラス面を強調していくことによつてはきちっととした施策でカバーをしていくというふうに考えております。

○鉢呂委員 市場原理のデメリット並びにメリッ

トもある、品質に基づいた価格の設定等で、よいものをつくれば高く売れる、もちろんそれはあるのかもわかりませんけれども、大きな流れとして、価格政策等の一連の流れと、それからいわゆる農業の多面的な機能といいますか価値に基づいた農業の非経済的な要因といふもの、これも打ち出しているのですけれども、それとの絡みといふものが、どうも並立的に主張されておるだけになつておる。

後でこれはもつと具体的に論じますけれども、国境措置は維持するのだということを言いまし

た。そのもとににおいても、非常にこの間の日本の農業というのは外國の農産物に影響されてきたといふふうに思ひます。そういう中にあつて、果たして市場原理だけで基本的にやれるのかどうか。

あるいは、その非外部的な、非経済的な農業の価値といふものを相当強く前面に押し出さなければ日本の農業というのは持つていけないのでないかなというところの、農水省としての基本的な考え方

が見えないと、いうふうに思ひます。

同時に、今、最初に概説的なことを申し上げま

すけれども、国境措置についても、十八条で農産物の輸出入に関する措置ということで、これは現

基本法そのままと言つてもいいぐらいの形で出し

ておりますが、『「関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。』』というふうに書いてありますけれども、この間のいわゆる基本問題調査会の論議でも、あるいはその後のさまざまなる論議でも、日本としてWTOの次期交渉にどのような立場で臨むのかという本当の意味での国民的な論議がかなり不足をしておるのではない。大臣の大変な御努力もあります。韓国にも週末を利用して行つてきて、あるいはヨーロッパにも働きかけをしておるわけでありますけれども、その前段の国民的な論議が必ずしも十分になされてしまうのではないか。

米の関税化を初めとして、もっとと国民的な論議、マスコミ等も次期ラウンドについては、日本が米の関税をいかに下げないかなどという一点で包括交渉にするとかいろいろなことの見方をしておりますけれども、本当に米あるいは他の農産物の関税率というものをどのように維持するのか、何を保持するのか、そういうことの考え方。あるいは、いわゆるグリーンボックスですかブルーボックスですかイエロー・ボックスというようなものについて、あるいはWTO協定の二十条、政府の助成なり保護というものをさらに下げていくのだという改革の方向の一連のものとして次期交渉はあるのだということに対しても、政府としてあるいは日本としてどういう考え方を打ち出していくのか。このことについてもう一つ国民的な論議といいますか、国民的な合意というものが見えないといふことも、生産者としての農業者に大きな不安感を与えておるのではないかというふうに思つております。

そこで、逐条ごとに話をしてまいりたいと思つますけれども、この間の本会議、委員会の論議でも問題になつております、国内生産を基本とする、この条文についてお伺いをいたしたいと思います。

大臣も、国内生産を基本とするという条文の方が重みがあるのだというふうに言われておりまします。また、現下の自給率四一%というのはこの国

ております。「関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。」と、いわゆる基本問題調査会の論議でも、あるいはその後のさまざまなる論議でも、日本としてWTOの次期交渉にどのような立場で臨むのかという本当の意味での国民的な論議がかなり不足をしておるのではない。大臣の大変な御努力もあります。韓国にも週末を利用して行つてきて、あるいはヨーロッパにも働きかけをしておるわけでありますけれども、その前段の国民的な論議が必ずしも十分になされてしまうのではないか。

米の関税化を初めとして、もっとと国民的な論議、マスコミ等も次期ラウンドについては、日本が米の関税をいかに下げないかなどという一点で包括交渉にするとかいろいろなことの見方をしておりますけれども、本当に米あるいは他の農産物の関税率といふことをどのように維持するのか、何を保持するのか、そういうことの考え方。あるいは、いわゆるグリーンボックスですかブルーボックスですかイエロー・ボックスというようなものについて、あるいはWTO協定の二十条、政府の助成なり保護というものをさらに下げていくのだという改革の方向の一連のものとして次期交渉はあるのだということに対しても、政府としてあるいは日本としてどういう考え方を打ち出していくのか。このことについてもう一つ国民的な論議といいますか、国民的な合意といふものが見えないといふことも、生産者としての農業者に大きな不安感を与えておるのではないかというふうに思つております。

そこで、逐条ごとに話をしてまいりたいと思つますけれども、この間の本会議、委員会の論議でも問題になつております、国内生産を基本とする、この条文についてお伺いをいたしたいと思います。

大臣も、国内生産を基本とするという条文の方が重みがあるのだというふうに言われておりまします。また、現下の自給率四一%というのはこの国

内生産を基本とするといふものの状態ではないとあります。

○中川国務大臣 前回の委員会でも申し上げました

比べて我が国の自給率が極めて低い。しかも、低

い傾向がさらにトレンドとしてある。こういう状況は、私は、国内生産が基本となつた日本の食料供給ではないというふうに思つておりますから

何としても向上していかなければならぬと思つております。

その場合、実は言うはやすく行うは極めて難しく

いといふことを、私自身専門家の農林省の職員の話を聞きました。先生も御承知のとおり、麦で一

ポツクスですとかイエロー・ボックスというような

大豆とか、そういう議論があつたわけでありま

すが、そういう意味で、これはまさに先生が先ほどから御主張されているように、自給率というの

は、ただ全国で米ばかりつくって米の自給率が二

〇〇%といつても、これは消費がどんどん減つて

いるのだから御主張されるためにはどうしたらいかとか、

ポイント上げるためにはどうしたらいかとか、

とにかく自給率を決めていくということ、まさ

かに申しつけられません、具体的にどのくらいが

いかなければならぬ。

そしてまた、これは基本計画の中で決められる

話でございますので、法律ができて、基本計画の

策定作業の中で、また改めて審議会等の意見も聞

きながら自給率を決めていくということ、まさ

かに申しつけられません、具体的にどのくらいが

いかなければならぬ。

そしてまた、これは基本計画の中で決められる

話でございますので、法律ができて、基本計画の

策定作業の中で、また改めて審議会等の意見も聞

きながら自給率を決めていくということ、まさ

かに申しつけられません、具体的にどのくらいが

いかなければならぬ。

細かい話でありますけれども、この中間の「維持増大を図ること」というものを除いて「国内の農業生産を基本とし」と変更した経緯についてお伺いいたします。これは事務当局でもいいで

す。

○高木政府委員 ただいま御指摘がありました

料・農業・農村基本法案骨子、これは最初の第一

農業生産を基本とし」と変更した経緯についてお伺いいたします。これは事務当局でもいいで

す。

○鈴呂委員 私は、国内農業生産を基本とすると

いった場合には、おおむねこういう形であれば國

内生産を基本とした状態にあるということを、こ

の法案を提出した農水大臣としてきちつと言つ

たつての素案のようなものでございまして、その

後御論議を経て定めるという一種の書案でござ

ります。したがつて、直ちにこれが法案そのもの

となるものではないということでございます。

その前提で申し上げますと、今御指摘にあります

そのように、「食料の供給は、生産性の向上を図

りつつ、国民の需要に即し、国内の農業生産の維持増大を図ることを基本として行う。」という記述がありました。それから、少し離れた場所では

ございますが、食料供給体制につきましては、

国内の農業生産に、輸入及び備蓄を適切に組み

うのも別途の場所に骨子には書いてござらまし
た。

その後の法制化の検討過程におきまして、内農業生産の維持増大を図ることを基本」とするということですと、例えば、少しでも生産量の増大が図られる、あるいは維持で横ばいであるという場合にも基本にかなうというふうにも解釈されるということだとこれは必ずしも適切ではないのではないかということで、維持増大をただ単におつこととしたというのではなくて、冒頭申し上げた二月十七日の法案骨子には規定されていない国内の農業生産を基本とするという表現にした方がいいということで、いわば入れかえたということになります。

その後の論議で、三月二日に法案骨子の「二次案」を整理しておりますが、このときには、「食料の安定的な供給は、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産を基本とし、輸入及び備蓄を適切に組み合わせて行う。」という記述に変更いたしました。これは、基本としていることだけで、輸入と備蓄がないと供給の総量が確定しないという論理から、「国内の農業生産を基本とし、」の後に、輸入と備蓄というものを加えたわけござります。

○中川国務大臣 今、官房長から答弁あつたとあります。しかし、国内生産を基本としてということは、あくまでも自給率の向上ということが大前提に含まれている。そして、十五条で基本計画を決めるわけでありますけれども、その中に食料自給率の目標という項目がございまして、品目ごとに決めたいきたいと思っております。現在大豆が三%とか小麦が七%とかいう数字。これを、例えば七%とか、下手したら六%なんということには、これは政治的にいつてもまた行政の責任の立場からいってもできないわけでございます。

そういう意味で、我々としてはより強い意味で、特に与党内の議論としてはこの自給率の維持向上じや弱過ぎる。今も先生御指摘になりましたけれども、○一ポイントでも上がつたら増大になると、それよりも、現時点で国内生産が基本になつてない現状を何としても打破していくためには、自給率向上はもう当然のことですけれども、国内生産を基本としなければならないといふうに条文を強めた修正を最終段階でさせていただいたわけでございます。

○鈴呂昌委員 私も、維持という文言を入れることにはいささか疑問があります。したがつて、国内生産において、その拡大、増大を図ることを基本としという表現がやはり一番わかりやすいのではないか。国内生産を基本としという、その基本のとらえ方によつては、大臣の言われるような考え方ということもよくわかります。しかし、やはり一般的に見た場合に、非常に抽象的なあいまいな言葉になつてしまつというふうに思われるを得ないわけであります。そこはもつと、現下の最大の課題が国内の農業生産の供給力を高める、生産を高めることであるという観点で、きちんとした文言を使うべきであるというふうに思います。

同時に、実態として輸入というものがあるからということで、備蓄あるいは輸入などを適切に組み合わせると、いう表現になつておるわけでありますけれども、当初はなかつたわけであります。やはりここは拡大を図る、国内生産の増大を図るといふこと

う観点をきちんと強調する意味からいえば、輸入に関する条項は別の条項に移してわかるようにす

考
え
て
お
り
ま
す

も実現をしていかなければならぬというふうに
考えております。

○鉢呂委員 これは後で変更したせいで、文章的
考えております。

○鈴田委員 これは後で変更したせいで、文章的には矛盾をしておる文章になつておるのではないと想ひざるを尋ません。

わけでありますけれども、その中に食料自給率の目標という項目がございまして、品目ごとに決めていきたいと思っております。現在大豆が三%とか小麦が七%とかという数字。これを、例えは七%とか、下手したら六%などということには、これは政治的にいつてもまた行政の責任の立場からいってもできないわけでございます。

そういう意味で、我々としてはより強い意味で、特に与党内の議論としてはこの自給率の維持向上じや強過さる、今も先生御指摘になりましたけれども、〇・一ポイントでも上がつたら増大になるのか、それよりも、現時点で国内生産が基本になつていい現状を何としても打破していくためには、自給率向上はもう当然のことですけれども

も
国内生産を基本としなければならないというふうに条文を強めた修正を最終段階でさせていた
だいたわけでございます。

としとしんまぢかに、一番オトコでしのては
ないか。国内生産を基本としと、その基本の
とらえ方によつては、大臣の言われるような考え
ということもよくわかります。しかし、やはり一
般的に見た場合に、非常に抽象的なあいまいな言
葉になつてしまふといふに思われるを得ない
わけであります。そこはもつと、現下の最大の課
題が国内の農業生産の供給力を高める、生産を高
めることであるという観点で、きちんとした文言
を使うべきであるというふうに思います。

同時に、実態として輸入というものがあるから
ということで、備蓄あるいは輸入などを適切に組み
合わせると、いう表現になつておるわけであります。
けれども、当初はなかつたわけであります。やは
りここは拡大を図る、国内生産の増大を図るとい

う觀點をきちんと強調する意味からいえば、輸入に関する条項は別の条項に移してわかるようにすべきである。

この条文を見ますと、適切に組み合わせて行うというの、農産物の輸入というものを何か容認しながら、今日までそういう形で来たわけですね、後でまたお話ししますけれども。大変輸入依存の觀点がこの間急速に推し進められたというところからいけば、適切に組み合わせて行うということをこの条項で示すというのは、いささか政府の姿勢としても弱いものがあるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 基本理念の第一番目の二条のところは、食料の安定供給の確保ということでござりますから、強いて言えば、これは消費者サイドというか、国民全体に対する責務ということがポイントの条文だというふうに理解をしておりまますけれども、いかがでしょうか。

したがいまして、一〇〇%自給、これも不可能でありますし、一〇〇%輸入、これはもつてのほかなわけございまして、国民に対する食料の安定供給については、これは平時あるいは不測時も含めまして、国内生産を基本とする、そして輸入と備蓄ということがセットにならざるを得ない。備蓄は必要でしようけれども、輸人についてもこれは現実問題としてならざるを得ない。しかしこれは位置づけとしては基本ではない、私はそういう解釈をしております。

食料を国民に安定的に供給するためには、国内の食料生産を基本とし、輸入、備蓄を適切に組み合わせて行わなければならないということで、これは維持増大よりもっと向上をしていくんだ。そして十五条の方の基本計画で、ちゃんと自給の目標というのも定めなければならぬというふうになつておりますので、この十五条の二項の二、それから二条の二項とて複合的に読んでいたいだけば、これは作業としてはなかなか大変な作業でありますけれども、消費者、生産者等々関係者の皆さんの御努力もいただきながら、何として

も実現をしていかなければならぬというふうに
考えております。

道之世文

というのは、農産物の輸入というものを何が容認しながら、今日までそういう形で来たわけですね、後でまたお話ししますけれども。大麥輸入依存の観点がこの間急速に推し進められたということからいえば、適切に組み合わせて行うということをこの条項で示すというのは、いささか政府の姿勢としても弱いものがあるというふうに思

ますけれども、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 基本理念の第一番目の二条のところは、食料の安定供給の確保ということです。それから、強いて言えば、これは消費者サイドの立場で、国民全体に対する責務ということがポイントの条文だというふうに理解をしておりま

す。

したからしまして、一〇〇%自給、これも不可、食料供給につけては、これはもつてのほかなわけございまして、国民に対する食料の安定供給については、これは平時あるいは不測時も含めまして、国内生産を基本とする、そして輸入と備蓄ということがセットにならざるを得ない。消費者は必要で、しょううれども、輸入につけても

食料を国民に安定的に供給するためには、国内の食料生産を基本とし、輸入、備蓄を適切に組み合わせて行わなければならないということことで、これは維持増大よりもっと向上をしていくんだ。そして十五条の方の基本計画で、ちゃんと自給の目標というのもも定めなければならないというふうな位置づけとしては基本ではない、私はそういう解釈をしております。

うになつておりますので、この十五条の二項の二、それから二条の二項とで複合的に読んでいただければ、これは作業としてはなかなか大変な作業でありますけれども、消費者、生産者等々関係者の皆さんの御努力もいただきながら、何として

も実現をしていかなければならぬというふうに考えております。

○鉢呂委員　これは後で変更したせいで、文章的には矛盾をしておる文章になつておるのではないと思わざるを得ません。

それは、第二条の二項は「国民に対する食料の安定的な供給」ということですが、原文は「安定」は入つておりますんで、「国民に対する食料の供給」ということでした。なぜその前段で問題があるのかといいますと、世界の食料の需給あるいは貿易が不安定な要素を有しているからと、いまくら言葉をつけておるのであります。したがつて、国内の生産の維持増大を図ることを基本としてやらなければならぬ、こういう文章になつておつたのであります。今の大蔵のお言葉からいへば、食料の安定全般からいへば、それは私もわかります。

しかし、この文章は、そういう意味では世界の食料貿易、日本に対する輸入が必ずしも安定はない、不安定があるからどうすべきかということをこの条文は書こうとしておるわけであります。一面的に世界の食料の不安定さというもので、輸入と組み合わせていくのだと。しかしそのときに輸入というのではないかもわかりませんね、不安定になつたときに。そういう点からいきますと、これは矛盾した文章になつておるのであります。これは事務局からいいです。官房長から御答弁願いたい。

○高木政府委員　先生しばしば引き合いに出されますがれども、当初のは事務局のいわば素案みたいなものでございまして、それが内閣法制局などの審査あるいは政府部内の調整を経まして、この正規の案文に至つてはいるということをございます。したがいまして、そこに至るまでに、ぐあいが悪いとか、やはり見解上こういうふうにした方がいいというものはきちんと整理された上で現下の提案になつてているということをございます。

そこで、「安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有しているこ

イントでも上げていくためには大変難しい問題もございますけれども、品目ごとに一つ一つ積み上げをしていくて、最終的にはこのぐらいが目標としてリーズナブルなものになるのではないかというような形で作業をしていきたいと考えております。

○鉢呂委員 個々の作目ごとのということではなくて、質問の方がちょっとまづかったのですけれども、どういう手法で自給率の達成をしていくのか。私どもは、第十五条だけではやはり欠けておるのではないかと。

今まで長期見通しというのを現基本法に基づいて打ち出していました。これは見通しであつて、計画ではないと農水省の皆さんは言つて閣議決定をしてきたわけあります。必ずそういうふうに文言がついておるわけあります。最近二回の長期生産見通し、需要と生産見通しですけれども、中身を見ますと、これは単なる見通しではない、政策を組み合わせて意欲的につくり上げたものであるという形になつておるのですけれども、前回のつくり上げたのを見ますと高まっていくような手法で、前々回のものは平成十二年が目標年次になつておるわけありますけれども、今の四一%とはまた違つて大変高い自給率になつています。これは後で申し上げます。

そういうことを達成するのが極めて困難な形で今まで来ておるのであります。したがって、目標は設定したけれどもそのとおりにいかなかつたという場合も、このままのやり方ではそういうふうにならざるを得ないのではないかというふうに私は危惧しております。

したがつて、きちんと政府として自給率の向上を達成するために、各種施策を集中し、予算を重点的に投入し、その達成を責任を持つて行うものとするというようすに第十五条に条文化をしなければ、やはりこれはなかなか難しいことではないか。別に政府が言い逃れをするという形ではなくて、それをとめるということで条文化をするという形ではなくて、法律としてそのくらいの体制を整え

ておかなければ、なかなかこれは難しい問題であるというふうに思うわけありますけれども、そういう条文化についてどのようにお考えになるのか。

○中川国務大臣

この十五条の自給率の目標を実現するための担保という意味での御質問だと思いま

ますが、一項の方に、政府は施設の総合的かつ計画的な推進を図るために基本計画を定めなければならぬというのが前提にあるわけでございまして、この理念を実現するためには基本計画を立てて、この目標には当然あらゆる施設が必要になつてしまりますので、この条文で、私は

きちつとしたいろいろな施設がとられることになりました。官房長が立とうと思ったのは、第七条で政府の役割ということが国の責務という形で出ていますから、それで読み込めるというふうに答弁したいんだどうというふうに思つてますけれども、一般的に第七条は、この基本法すべてについて、国が施設を総合的に策定し、及び実施する責務を有する、もちろんこれで全体を網羅できるということは私もわかりますけれども、この食料自給率といふ問題の重要性にかんがみれば、やはり第十五条の条で、その達成についての政府としての責任なりあるいはその手法、施設を集中的に講じて予算を投入するという条項が、私はどうしても必要じやないかというふうに思つてます。

○高木政府委員 たゞいま御指摘のように、七条も申し上げようと思つましたが、あと、十三条に法制上の措置等というのがございまして、「食料、農業及び農村に関する施設を実施するため必要な法律上、財政上及び金融上の措置を講じなければならぬ」というのがまず總則にござります。

それから、今御指摘のありました具体的な基本計画自体につきましても、一号で基本的な方針

二号で基本的な方針の中特に食料自給率の目標

ということを特掲してございますが、三号に、「食料、農業及び農村に関して、政府が総合的かつ計画的に講すべき施設」ということが明記してございまして、基本計画自体においても、総合的、計画的に施設の推進を図るという趣旨が明確化されています。

○鉢呂委員 いずれにしても、この基本計画の、

しかもすべての施設を講じて、結果として自給率が上がる。もちろん各作物ごとに、どのくらいの自給率になつていくのか、生産供給力になつていくのかということを積み上げてはじき出すといふことを大臣もおっしゃいましたけれども、同時に、やはり積み上げによつてはなかなか国内の生産を基本とするところまで至らない可能性もあります。目的意識的に、日本の自給率を、基本とす

ると言われるぐらいいのものに率を明示するというところからはじき出すという手法も私はとる必要があります。日的是意識的に、日本の自給率を、基本とすとあるといふふうに思ひます。

いずれにしても、そういうものを具体化するためには、一般的な条項ではやはり私は足りないのではないか。政府は、こういう条文を入れるといふことに對して、責任を問われると言つたらおかしいんですけども、そういうことを勘案すれば、なかなかそこは入れたがらないわけではありません。されども、農水大臣として、政治家として、先ほど言いました生産の増大を図るとか自給率の向上について条文上入れるとか、あるいはその手法、政策、予算の集中投入についての条文をつくらうとするということについては、やはり政治的に決断を下すところにあるというふうに思います。

○中川国務大臣 議院内閣制であり、しかも民主主義の我が國の法律の実施でありますから、我々は責任が当然あるわけでございまして、その責任

の数値を設定した場合には、それに対しても責任が

生ずる。それは別に、法律その他できちつと明示しなくても我々としては責任がある。さつきの國の責務ではありませんけれども、広い意味では条文にも書かれておりますが、個別的な一つの数字等々につきまして、その実現に向けての責任は

ある、これは条文に明記されていよいよがいまいが

あるといふふうに思います。

○鉢呂委員 これが以上言つとまた責任逃れだと怨られそうで、この自給率に関する申し上げますならば、政府の責任だけで、どこかの国のように米だけしか食べちゃいけないとか、米は食べちゃいけないとかといふことは日本の場合にはできませんの

で、やはり消費者・生産者等の理解を得て目標設定に、國が責任を負いますけれども、それがよしとあるといふふうに思ひます。

○鉢呂委員 次に、自給率の低下の原因、これをどうにお考えになつておるのか、御答弁願いたいと思います。

○高木政府委員 いろいろな原因はあると思いまが、大きな要因は、まず基本的に、日本が人口と国土あるいは農地との関係で非常にハンディキャップがあるということであろうと思います。イギリスなどに比べますと何分の一、あるいはフランスに比べても十何分の一、こういうことでございまして、非常に人口と農地との関係がアンバランスであるというものが基本的な条件だと思いま

す。

そういう中で、国民の食生活の向上に伴いま

して、日本での生産が適している米の消費が減退をした。一方、日本での生産が非常に困難な飼料穀物、あるいは油の原料としての大豆、菜種、こういったものの輸入が増大したというのが大きな原因であります。

○鉢呂委員 私は、農水省の皆さんとよく論議を

するんですけれども、それは、昭和三十六年の七月三%でしたか、それに比べると食生活の変更とい

うのは当たっていると思います。しかし大臣、大臣も御案内のとおり、例えば昭和六十年、大臣はもう代議士になっていたと思いませんけれども、その当時は五一%、カロリーベースの自給率がありました。それが、昭和五十年には五四%でした。十年で一%しか減っていないんです。その十年前の昭和四十年は七三%。そこからは急激に落ちました。

大臣もどういう食生活だったかわかりませんけれども、私ども高校生から大学生ぐらいになる年代だったんですけども、その当時に比べますと急激に、まあ米の消費は今も落ちておりますけれども、食生活が変わったことは事実であります。しかし、昭和五十年代は、今も言いましたけれども、ほとんど減少はとまつたのであります。昭和六十年代は、食生活は変化したのかといいますと、それほど変化しておらないのであります。しかし、昭和六十年の五一%から今、平成九年で四一%に減少したのです。私どもが議員になって、着実に一%ずつ減ってきたのであります。

この原因は何であるのか。私から答えていいのですけれども、官房長、どういうふうにとらえていますか。

○高木政府委員 確かに食生活の変化は緩やかにはなってきたと思いますけれども、米の消費が依然として減退をしてきたということは紛れもない事実でございます。それに見合うといいますか、麦あるいは大豆等の土地利用型作物につきまして、国内生産が十分でないあるいは微減というような傾向をたどってきたということで、カロリーベースとしては米の減退を補い得てないというところに原因があると思っていています。

○鉢呂委員 もう少し詳しくお話ししますと、先ほど言つた、五十年代が変わらなかつたという中身ですけれども、例えば砂糖は、大臣もビートを作付している地帯の議員でありますけれども、自給率はむしろ一五%から三三%に拡大をしています。牛乳、乳製品についても八一%から八五%に拡大しています。麦は四%から一四%にむしろ極

めて増大をしております。豆類についても九%が

八八%というふうに現状維持です。野菜についても九九から九五とほぼ現状維持です。

そんな数字はどうでもいいのですけれども、當時、五十年代というのは、やはり価格支持政策と

はあつたのですけれども、日本の農業は、そういう意味では活気のある、国内の生産力を維持、あ

る面では大人をしてきた、その十年間であります。そういうことで、先ほど言いましたように、

ほぼ五〇%以上を維持しておつたのです。

ところが、六十年代、この十年間を作物ごとに

られるわけであります。これが九五%から八六%、約一〇%落ちています。果実、これが七七%から五三%。牛乳、乳製品も八五%から七一%。肉類も八一%から五六%。魚介類、水産関係はこのあれになつておりませんけれども、九六%から七二%。日本で伝統的につくられてきた野菜とか魚介類とか果実というものが、押しなべて著しい低下を来してきたわけであります。

ですから、この十年間は、食生活の変化、もちろんずっと米等一連の低下はありましたが

も、それ以外のもので自給率の低下を来したといふふうに数字が示しておられます。

私は十二品目の問題 ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意等の国際貿易のルールの変更によって

くるにつくれない状態に立ち至つた。これは大臣、もつと品目ごとにいいますと、例えば、日本

五年間でもう輸入量が七倍に、九〇年と九六年を比較しても七倍に、ショウガなんかは輸入量が八倍に、タマネギも二倍に、アスパラも二倍です。

私、今回、東京のスーパーに行きましたら、アメリカ産のアスパラ。大臣、普通は端境期にアス

バラとかカボチャというのは出ておつたのです。

今、四月、五月というのはグリーンアスパラの時期ですね。これがアメリカからもう輸入されておる。大臣も御案内のとおりであります。もう五割

以上、何といましたか、あの青い野菜がアメリカとメキシコ等から入つておるということで、野菜なんかはこの五年間、六年間で全体で二・四倍、倍以上の輸入量になつておるのであります。

国内の作付面積は、九割以下に野菜自体が落ちておる。農水省の皆さんは食生活の変化といふことを盛んに言いますけれども、基本的に押さええておかなければならぬのは、やはり貿易の自由化

によって国内の生産力が極めて低下をして、もうつくるにつくれない。ニンニクの産地は青森県ですけれども、もうつくるにつくれない。中国産のニンニク等が入つてきて、要するに価格が合わないということで撤退をせざるを得ないという状況が問題の核心だというふうに私は思います。

大臣、この認識はどうでしょうか。

〔委員長退席、増田委員長代理着席〕

○中川国務大臣 今先生からいろいろいと、特に六十年代以降の輸入農産物で自給率の低下のスピードが強いという御指摘がありました。

これは私の考え方でござりますけれども、確かに自由化というものが全く影響なかつたとは言いませんけれども、やはりいろいろな要因があるのではないか、極端に言えば品目ごとで。

つまり、逆の例を申し上げますと、サクランボを解禁したときがありましたけれども、あれは一、二年は生産の方も大変御心配されましたけ

どではないか、このように立ち向かっていくのが、これは後で質疑をしたいと思つていますけれども、そのところを十分見ながら政策をどのようにしていくのか、この場合はいかゆる新たなWTOの次期農業交渉にどのように立ち向かっていくのか、これは後で質疑をしたいと思つていますけれども、そのところの一つの大きな

ポイントになつていくのではないか。

もちろん、食生活、どういうものを選択するのかというようなことはありますけれども、全体として自給率がこの六十年代、大臣、これはまだなかなか下げどまらない状況にあると言わなければなりません。これは一つ野菜だけではなくて、いろいろなものが大きく自給率に影響しているのであります。

魚介類なんか、魚、水産物はもう顯著ですね。これは昭和六十年に九六%あつたんです。今は七二%。これはむしろ、水産漁業関係の基本法と一緒につくるぐらいのものがあつていいというふうに思いますが、その大きな原因是、やはり貿易の自由化であるということがこの自給率の低下の原因でも大きく反映をしておるというふうに思います。

そこで、通告のところに戻しますけれども、も

また、乳製品、チーズ等につきましては、特に

最近の洋食、ワインブームでチーズの消費が伸びているという話も聞いておりますけれども、そういう意味であります。

もちろん自由化の影響が全くないとは言いませんけれども、要は、消費者ニーズというものの結果がこういういろいろな状況を、下げる要因もありますし、逆に下がらなかつたという品目もあるわけでございますから、その辺はもう少し詳細にそれぞれの品目についての輸入の伸びあるいはまた輸入動向の変化等について調べてみたいというふうに考えております。

○鉢呂委員 個々の品目の違いはあると思うますけれども、全体的にそういう形で結果として競争力を失つて、日本の国内の生産力が減少したとすれば、もうつくるにつくれない。中国産のニンニク等が入つてきて、要するに価格が合わないという状況が問題の核心だというふうに私は思います。

これは私の考え方でござりますけれども、確かに自由化というものが全く影響なかつたとは言いませんけれども、やはりいろいろな要因があるのではないか、このように立ちはだかる

事実ですね。これがアメリカからもう輸入されておる。大臣も御案内のとおりであります。もう五割以上、何といましたか、あの青い野菜がアメリカ

からメキシコ等から入つておるということで、野菜なんかはこの五年間、六年間で全体で二・四倍、倍以上の輸入量になつておるのであります。

このように、この問題は非常に複雑で、なかなか解決するには時間がかかるかもしれません。ただ、私は鉢呂先生と同じ北海道ですから、味、質の面では北海道、国産の方がおいしく

う一つ自給率にとつて大きな原因は、私は、想い手の確保と同時に農地の面積の確保でないかといふように思います。農業の国内生産を維持拡大するという観点からいきますと、どうしても農地面積の確保というのは最大の課題であるというふうに思いますけれども、大臣のこの点についての御所見を伺いたいと思います。

○中川国務大臣 農業生産活動をやる上で、農地、そして水、あるいは人、技術というものが必要不可欠なわけであります。その中でも、限られた日本の国土の中で、食料の安定供給のためにやはり農地がきちんと確保されなければいけないということが大前提であるというふうに考えております。

そういう意味で、今度の基本法に基づく基本計画の中でも、自給率目標の設定という項目の中に、前回御答弁申し上げましたように、「品目ごとの農地の面積というものもはつきりと位置づけていかたい」というふうに考えておりまして、その重要性については先生と考え方がほぼ一致しているのではないかというふうに考えております。

○鉢呂委員 若干、農地の減少の傾向をまた言いたいのでありますけれども、昭和三十六年、基本法の当時は六百九万ヘクタールありました。現在は、平成十年で四百九十一万ヘクタール、約二〇%の減少です。延べ作付面積というのが出ていました。これは二毛作等で農地を高度利用するとましても、これは二毛作等で農地を高度利用するということではありますけれども、當時、昭和三十六年は、六百九万ヘクタールのところに、延べ作付面積として八百七万ヘクタール活用しております。ですから、耕地利用率としては一三三%、三割は二毛作等で使つておったと言つてもいいのではないかというふうに思います。一三三%です。

今日は、平成九年ですけれども、延べ作付面積は四百七十二万ヘクタール、八百万ヘクタールから見ますと、何と四割の減少です。この耕地利用率は九五%ということで、一〇〇%活用しておらぬい。耕作放棄地も入つておるのかもわかりません。非常に耕地利用率が低くなつております。大臣

臣、四割減少なんです。

自給率は七〇%から四一%に下がつたというふうに言われているんです。そうなりますけれども、この減少率がちょうど四割。まさに、耕地

面積、農地面積が減少したと同じ比率で自給率が下がつておるのであります。ここにやはり一番の大きな問題があるのであります。ここにやはり今回の新しい並びに利用率の低下、ここがやはり今回の新しい基本法にも大変大きな課題としてある。

農地は年間五万ヘクタール、年間一%の形で減少しています。この十年間ずっと変わらずです。

不況が到来しておるにもかかわらず、ずっと同じ形で五万ヘクタールです。この三十年間で東北全体の農地が消滅をしたという面積、百万ヘクタール以上ですかね、そういう状況です。耕地の拡大は、農地の造成は低下をしていまして、年間三千ヘクタールだけであります。五万ヘクタールがどんどん減つておる。

農水省の推計、これは公式の推計かどうかわかれませんけれども、平成二十一年の農地面積は四百四十二万ヘクタールから三百九十六万ヘクタール、さらに百万ヘクタールぐらい減るという見通しを持っておられます。

大臣、この減少についてどういうふうにお考えになりますか。

○中川国務大臣 今御審議いただきております、国内生産を基本とし、それに必要不可欠なのが優良農地であり、そして想い手等の確保といふことでござりますから、やはり優良農地を確保していくといふことが非常に重要だらうと思つて

いろいろな施策をとつておるところでございました。しかし、耕作放棄地としては一三三%、三割は二毛作等で使つておったと言つてもいいのです。

今、先生の御指摘になつたトレンドというのには、ある意味では世界的な傾向の一つかもしれませんけれども、日本の場合には、その数値が自給率と同じように低減率が異常に高いといいましょうか、要するにスピードがきついというような感じを率直に今持つたところでございます。

○鉢呂委員 そのとおりであります、やはり皆さんの姿勢をきちっと基本法にあらわすには、農地の総面積について、これを例えれば維持するとか、あるいは我が党では、先ほど言った、食料自給率の目標と同時に農地面積の目標についても基本計画に、もちろん皆さんは基本計画に入れるというふうに言っておられますけれども、そのくらいの重みを持つた対応をしなければこの流れはなかなか、先ほどの農水省の試算がそういうことであります。条文になるかどうかわかりませんけれども、現在の農地面積をすべて確保あるいはできれば拡大をする、そういう姿勢にせひ立つていただきたい。

どうもまだ農水省の姿勢は、大臣がいみじくもおっしゃいました、あるいは本会議の御答弁も、優良農地の確保ということを盛んに、私の聞く範囲では十回ぐらい、各党の質問でありますからダブつた面もあるとおもいますけれども、優良農地の確保という視点はこの際やめていただきたい。皆さんのお農政改革大綱でも、すべて見させていただきましたけれども、すべて優良農地の確保であります。さすがに基本法にはそういうものを書かなければなりませんけれども、すべて優良農地の確保という視点ではなくて、現在あるすべての農地の総量、面積を守るという姿勢をやはり堅持すべきでないか。我が党もいろいろな規制緩和は必要であるといふふうに言つておりますけれども、農地の流動化等の規制緩和は必要でありますけれども、いかがでしようか。

○渡辺(好)政府委員 農地総量の確保の問題と、それから、言つてみれば耕作放棄地を含めた転用等について御指摘があつたわけござります。農地の総量の確保というのは、その裏側にきちんと生産目標があつて、その生産目標に即してどれだけ農地を確保するかという問題でござります。

先生から御指摘ありましたように、現況を見ますと、耕作放棄地が十六万ヘクタールある。そして、耕地利用地の九五%、とりわけ冬の間の水田の利用というの、七割ぐらいが未利用の状態になつておりますので、そうしたものについて一つきめ細かい対策を打つていくといふことはこれから不可欠であろうといふうに私も思いますが、同時に、やはり農地は効率的に使われなければならぬわけでござりますので、これを引き受けたる想い手あるいは法人、そういうものをやはりエンカレッジいたしまして、ここに農用地を流

動化し集積させていくことが大事であろうと思ひます。

昨年、農地法の改正をしていただきまして、農地転用につきましては法定でこの転用基準を明確にいたしました。そして今回、この国会に農振法によりまして、農地の確保に関する国的基本的な指針を明確にすると同時に、線引きにつきましてもきちんと法律によりどころを持つて実施する、そういうことで、農地の総量と優良農地の確保、この両面から農業生産の裏打ちをしたいと考えております。

○鉢呂委員 基本問題調査会の中間取りまとめが平成九年十二月になされておりますけれども、大臣、その中では、農地は最も基礎的な農業生産の資源であって、かつ、一たん毀損された場合、その回復は非常に困難を伴うという形で、必要な農地総量を明確化すべきである、こういうふうに中間答申では言つておるのであります。

しかし、今回の農政改革大綱は、私は非常に大胆に切り込んでおるというふうに思っておりますけれども、農地に関しては、計画的な土地利用の徹底と、非農業的土地需要への適切な対応をしていくことになつて、いかにこのことに対しうちに農業生産の裏打ちをしたいと考えております。

○鉢呂委員 次に、価格政策についてお伺いいた

は大臣が自給率を上げていくんだと言つたって、

これは難しいですよ。現状の五百万ヘクタール弱でやれば、戦後の芋、米だけを食べる食生活に戻つて一千七百六十キロカロリー、何とか人間が生きていける最低限のものは確保できるというふうに農水省は打ち出したのでありますから、これ以上に農地面積の減少はもう待つたなしの状況ではありませんか。その割には農政改革大綱は齒切れが悪い。大臣、どうですか。

【増田委員長代理退席、委員長着席】
○中川国務大臣 先ほど冒頭申し上げましたように、農地はもちろん大事でありますが、農地と水とそしてやる気のある農家と、そして技術あるいはまたいろいろな知識、さらには流通体制とかいろいろあるのでしようけれども、これらが総合して初めて国内農業が基本という役割を果たしていくのだろうと思います。

しかし、そういう中で、やはり農地というものが、これはもう先生御指摘のように、一たん荒らしたらもどに戻すのには大変な努力が必要なわけでありまして、この農地を何としても保全していく。そういう意味で、私は先ほど優良農地という言葉を使いましたが、とにかく作物あるいは地域に適切な農地を確保していくということは、まさしく。そういう意味で、私は先ほど優良農地といふとすると私は考えておりません。これは単に土地だけを育てる人々、そしてまたそこで何をつくるか。何をつくるかということになりますと、これはもう生産サイドだけの問題ではなくなつてくるわけであります。

○高木政府委員 御指摘がありましたように、三

十条一項におきましては、具体的な価格形成のための施策のあり方といたしまして、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるということをございます。

○鉢呂委員 一方では、国民が納得し得る価格と

格あるいは形成された価格で合理的に説明可能な価格といふものがまさに合理的な価格ということ

になるというふうに考えております。

○中川国務大臣 まず、国境措置を引き続き

行っておるところもございます。

○鉢呂委員 一方では、政策といたしましては、

政策といたしましては、政策といたしましては、

政策といたしましては、政策

ていくのだ。市場原理を導入したら下がつていくということではないと私は思います。

にござましても、米でも、例の何か保険のようない
制度も今度つくりましたし、果樹共済とかいろいろ
な制度がございますから、そういうものも含め
て、本法案でも著しく価格が変動した場合には対
策を講じますということを明記しておりますの
で、市場原理を導入することイコール価格が自動
的に安くなつて生産者が困るということではない
か、仮にそうなつた場合でも、それに対して講ず

また一方、市場原理によつて暴騰すれば、これは消費者の皆さんは困るかもせんけれども、生産者サイドから見れば、これは収入があふれるということにもなるわけでございまして、それに対する対策というものは別途講じていきたいと、いうふうに考えております。

年は七九%でありましたが、平成九年度では四一%に低下しております。また、人口一億人以上を有する国の穀物自給率は、平成九年度の我が国は二八%である、いずれの国々も八〇%以上となつておる、我が国は異常に低い水準になつております。

今回、各党からいろいろなこの食料自給率に関する論点が提示されておるわけでございますが、まず、この自給率向上に向けた政府の意欲についてお聞ききたいと思います。

○中川國務大臣 先生御指摘のとおり、日本が重要な国々の中で極めて低い、しかもそういう傾向が現時点でも続いているということについては、これは食料の安全保障という観点からも、やはり非常に国としてもきっちりと食料供給、安定的な供給をしていかなければならないということは、これは特に将来に対しての不安というものに関しまして、国民の皆さんにも非常な不安といいましょうか、国内生産が大事なんだという御理解をいただいているわけでございます。

そういう意味で、今基本法におきまして、第二条で、国民に対する食料の安定供給、平時あるいは不測時を含めた安定供給をしなければならない。そして、その供給の基本は、うつまうべき、

いをして、その供給の本邦としないのはあくまで
も国内生産である。そして、備蓄輸入を基本で
はないですけれどもうまく組み合わせをして、國
民の必要最低限の一一番大事なニーズに対応してこた
えていかなければならぬのが國の責務であると
いう位置づけにしておるわけでござります。
○漆原委員 今回の基本法の二条から四条の基本

そして、國の責務を決めた七条このいすれぞを見ましても、食料自給率の向上を目指す、あるいは自給率はこのくらいだ、そういう言葉さら出してこない。向上を目指すという言葉すら出てこない。私は、この食料自給率の向上というのは國の責務だというふうに認識しておるのでですが、また

○中川国務大臣 一条から五条までが基本理念で
ず、国の責務であるかどうかは、大臣はいかがで
しょうか。

「ございますが、その中に「国内の農業生産を基本にした自給率の向上を目指す」ということでござります。一方、七条では、国の責務を負つておるということをござります。

○森原委員 そうすると、十五条の二項の二号、ここに「食料自給率の目標」というのが書いてあります、この目標を定めることによって初めて初めて國の責務が発生するというのではなくて、この基本法の第一条の一項から四項までの間、この二条ので國の自給率の向上については既に規定されているのだ。文面にはないんだけれども、この二条の一項から四項までの間に食料自給率の向上は規定されているんだ。それを七条が受けて、國の責務としているんだ、こう理解してよろしいでしょうか。

それから七条で、まさに一般的な基本理念についてのつとて施策を策定し実施する責務を規定している。そして十五条で、具体的に目標を定め、目標を定めるということは当然、低い流れに任せると、認識を持つております。そうだとすると、この基本法は、二十一世紀の我が國農政の指針というべき

き、憲法というべき基本法でございますが、最も我が国として取り組んでいかなければならぬ自給率の向上、そしてその数値目標、これは我が国としては一番重要な問題ではないのか、こう思うのですが、こういう問題。言葉として、自給率の向上を目指すとか、あるいは数値目標をこれこれだというふうに国家として取り組んでいくんだといいう姿勢をなぜこの基本理念のところで示さなかつたのか、明記しなかったのか。その辺の理由についてお尋ねしたいと思います。

○高木政府委員 これは、理念というものの具体化というか、抽象化というか、程度の問題だと思うのです。結局、基本理念ということですから、かなり普遍的なものを規定しようという基本的な規定の仕方にに関する態度として臨んだ結果、やはり国内の食料の安定供給のソースとしては、農業生産を基本とする、そしてそれに輸入と備蓄を適切に組み合わせるということで、簡潔にその趣旨をあらわしたということだと思います。そして、その国内農業生産の維持増大を図り、それを通じて食料自給率の向上を目指すということは、その中でまたここで含まない、もう一つ、どうぞ答

○漆原委員 私は、食料自給率の向上ないし数値目標を基本理念のところで明記しなかった、そのため、この基本理念が国及び地方公共団体のいろいろな責務を規定したり、あるいは農業者、事業者、消費者に努力、協力を呼びかけている、だけれども表現が非常に平たんで抽象的であって、政府の意欲が十分に我々国民に伝わってこない、こんな感ふとおぼえます。

具体的には、二条二項で、食料の安定的な供給について、「国内の農業生産を基本とし、」こう規定されておるわけです。しかし、国内の農業生産量がどの程度の量が必要なのか、これはやはり自給率の目標を決めなければ出てこないんじやないか、こう思うのですが、いかがございましょう。

○中川国務大臣 基本計画の中では、品目」との

平成十一年五月十八日

るいは技術的な側面、さらには生産者の皆さんのが御努力等々をかなり細かいところまで検討をして、その上で積み上げていった結果が、最終的なカロリーベースの自給率ということになるんだろううと思います。そこには当然農地の裏づけというものがもあるわけがありますが。

ろからお米を中心とした食事内容に親しむということで、そういう意味では、中長期を見据えた日本型食生活の定着、お米の消費拡大ということに非常に役立つというふうに理解をいたしておりま

万。稻作経営については、単一経営、十から二十一ヘクタールが五万戸、複合経営、五から十ヘクタールが十万戸。それで、十から二十ヘクタールの経営規模の稻作に占めるシェアは五割というふうな展望がなされています。

○漆原委員 次に、話題は変わりますが、二十二条は農業経営の法人化という方針を打ち出しておなりまして、農政改革大綱では、農業生産法人の一形態としての株式会社の参入を認める、こんなふうな内容になつております。

そういう意味で、現時点では、まだその作業も、今これから法律を成立させていただいた後、新しい審議会の御議論も踏まえなければなりませんし、気持ちとしては、できるだけ高くという気持ちちは私自身持っておりますが、現時点で根拠もなく何%と言えるだけの自信がございません。

われてござりますけれども、現在では、学校給食実施校で三万二千校余り、要するにもう九九%ということで、ほぼ一〇〇%に近い数字になつておられます。それから、消費量は約十万トン程度ということで推移をいたしております。週平均実施回数は全国で二・七回ということでございますけれども、最近は大体横ばいでございます。ただ、地域的に見ますれば、大都市の方が低いという状況でございます。

こういった制度の実態を踏まえながら、値引き

それから、農業就業人口が現在三百九十三万、それで十五年の間で百五十万も減っているということになつております。しかも、現在の平均年齢が六十歳という、まさに定年退職の時期を迎えてゐるわけでございます。

従来から進めてきた構造政策に対する総括と、今後の展望をお聞きしたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 今御指摘がございました農

措置等につきましては、最近見直しをいたしておりまます。そういう意味で、新たな視点に立ちました推進措置を講じております。今後とも、今おっしゃいましたような形での、日本型食生活の定着

ということに役立つものでございますので、積極的な、着実な推進を図っていきたい、こういうふうに考えております。

○森原委員 今大臣おっしゃった日本型食生活の普及は、ぜひ努力をしていかなければならない問題だと思っております。

この法規は、それで農業の生産と農地の確保についてお尋ねしたいと思うんです。

農業の扱い手の確保と農地の確保ということのは、法二条の食料の安定供給の確保の下支えとなつてゐる大変重要な条文であろう。こういうふうに思つておりますが、まず、農業の扱い手について、二二

十一条は「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」、こう宣言しております。

○堤政府委員 米飯給食につきまして、私の方からお答えを申し上げます。

ところで、平成四年六月の新政策で、十年後の稲作を中心とした農業構造が明記されておるわけですが、これによりますと、個別経営体が三十五万から四十万。組織経営体が四万から五

が、今後ともなお、そうした望ましい農業構造の実現のために、金融面、補助の面あるいは農用地の集積等々につきまして、地域の実情に即した支援を進めたいと考えております。

万が一、例えば質流れ等によりまして株式が第
三者に渡った場合には、そういう券面の記載が
ござりますので、株主総会におきまして議決権の
行使等ができないということで、農業生産法人に

<p>対する介入ができないという仕組みになつております。私どもは、この規定を活用しますれば、農業生産法人という地域に根差した農業者の共同体である法人、これの一形態として株式会社を導入することは検討に値するのではないかと考えております。いまして、今、検討会をつくりまして、この夏を目標に、懸念を払拭するための措置について具体的な検討を行つておるところでございます。</p> <p>○漆原委員 確かに、二百四条一項ただし書きは、自由譲渡の例外として、「取締役会ノ承認ヲ要スル」というふうにした条文があります。ただこれは、株主、会社で決めてることであつて、会社で決めなければそういうただし書きはつかぬわけですね。今おつしやつたことを徹底するとすれば、株式会社の参入を認める条件として、必ず定款にその旨を付すべし、こういうふうにならざるを得ないと思うのですが、その辺はどうでしようか。</p>
<p>○渡辺(好)政府委員 手法としてはそのようなやり方にならうかと思います。同時に、農地法サイドで、農業生産法人としての要件、これは農業を行つておるとか、農業生産に常時従事する者がいるとか、そういうつもりのものがございまして、とりわけ、構成員がどういうものであるかといふうことときちんと決めたいと思っておりますし、そういう点もあわせまして、懸念を払拭するための措置に万全を期したいと考えております。</p> <p>○漆原委員 定款で取締役会の承認を要するというふうに決めた場合に、結局それは、取締役会が正常に作動している場合は確かにそのとおりなのでしょうが、正常に作動しない、要するにどんどん承認をしてしまう、こういうふうにならないのであって、そういうふうに無制限に譲渡承認をするような取締役会の、そういう事態を防ぐようなことは考えるのでしょうか、考えないのでしょうか。</p> <p>○渡辺(好)政府委員 先ほどの答弁でちょっと触れておきますが、今おつしやつたことを考えております。</p>
<p>○漆原委員 商法は、株式会社の場合には、もしも譲渡の承認を取締役会がしない場合には、これにかわるべきもの、被譲渡人、これを指定しなければならない、こういう条文になっていますね。これが一定期間に指定できなかつた場合には承認したものとみなす、こういうふうな形態になつておるわけでありますけれども、そうなつた場合に、果たして農業者が新しくその株式を買える態勢にあるのかないのか、その辺はいかがでしょうか。</p> <p>○渡辺(好)政府委員 御指摘のような事態は、ある日突然出でくると非常にやりにくいわけでありますけれども、農地法の規定によりまして、農業委員会は、農地の権利取得の許可をする場合に、その後十年間報告を求めて常時監視をするシステムができております。現に、農業委員会では、そうした方向で十カ年間の経営状況の報告等を求めているところが多いわけでございます。こういった制度を十分に活用し、道を誤らないような指導を常時やつていくことがまず一番肝心だらうと思いますし、実際に、もし不測の事態が起きました場合には、農業委員会、年間に二万から三万件の農地の移動のあつせんをいたしておりますので、この中で蓄積されましたノウハウを通じまして、適格な者に農地をあつせんしていくというふうなことを期待いたしたいと思います。</p> <p>今回の生産法人の検討の中でも、そうした面</p>
<p>れさせていただきましたけれども、組織形態としての株式会社という問題と同時に、農業生産法人の要件というものをきちんとしていきたいと思つております。</p> <p>現に、農業生産法人では、その構成員の大多数が農業者でなければならないとか、あるいは農業を現にやっていなければならないとか、あるいは役員の構成が農業に常時従事をする人を含んでいなければいけないとか、そういうことが決められておりますので、例えば、今先生がおつしやつたような、野方団に取締役会が承認をしたような場合には、そうした農業生産法人固有の面での要件を欠くことになるわけでございます。</p> <p>同時に、農業生産法人としての要件を欠きました場合には、農業委員会によりましてその要件を欠いた旨の公示をする、あるいは要件が合致するようないくに指揮する、さらには要件をきちんと具備している方にその持ち分を譲渡する、あるいは農地を譲渡する、そしてさらに、それらが全く機能しないような状況におきましては、国がその農地を買収するというふうなことを考えております。</p> <p>○漆原委員 商法は、株式会社の場合には、もしも譲渡の承認を取締役会がしない場合には、これにかわるべきもの、被譲渡人、これを指定しなければならない、こういう条文になつていますね。これが定期的に指定できなかつた場合には承認したものとみなす、こういうふうな形態になつておるわけでありますけれども、そうなつた場合に、果たして農業者が新しくその株式を買える態勢にあるのかないのか、その辺はいかがであります。</p> <p>○渡辺(好)政府委員 御指摘のような事態は、あたしましたように、農業委員会のこれまで果たしてきた機能あるいは農業委員会の持つているノウハウ、これをフル発揮できるような措置を講ずるといふことと同時に、やはり常時その現場にいる方々が、当該農業生産法人がどういった営業活動、生産活動をしているかということをウォッチする、監視するシステムが大事でございますの</p> <p>○漆原委員 私はなつた場合のことを言つて、局長はならないようについておつしやつていい取るというふうなことで、その組織が崩れていいくのを防止するというふうなことも可能でござい</p>

が、ぜひそうならないようにつつかりした措置を講じていただきたいことを申し上げておきます。

農地の確保についてでございますけれども、基本問題調査会の中間取りまとめ、平成九年十二月ですけれども、こう言つております。「農地は

農業生産にとつて最も基礎的な資源であり、かづく困難を伴うことから、良好な状態で確保していくことが必要である。このため、国民にとって最も必要な栄養水準を検証し、これに必要な農地総量を明確化すべきである。」こういうふうになつております。しかし、今回の基本法では、農地総量に関する明確化の条文はありません。なぜか、御説明をいただきたいと思います。

○漆原委員 ニーも自給率と同じようにすれば違ひになるのだろうと思うのですが、やはり自給率に対する国の目標がはつきりしないことで、逆に、その達成に必要な農地総量が算出できないということになつてゐるのではないか、こういうふうに思います。だから、先ほど自給率で申し上げたとおり、やはりこれも自給率の目標をきることによって、国民全体がこの問題に取り組んでいくのだ、そういう姿勢を示すべきではないのかという、私の気持ちだけをまず申し上げておきます。

○邊辺(好)政府委員 取り組むべきポイントは幾つかございますけれども、まずは、やはり現場に即して、具体的なアクションプログラムを市町村段階でつくるということではないかななどといふふうに思います。それから同時に、耕作放棄が生じている一番の要因というのは受け手がないということとでござりますので、やはり対策として担い手をしつかり養成していく、そしてすぐに担い手のところに行かないようなケースについては、農地保有合理化法人等を通じて、一定期間、これを管理耕作をする、相手が見つかるまで保全をするというふうなことを重視したいと思っておりますし、運動としては、現在、日本各地に約八万人の農地

これもお答えになれないのがもしかせんが、今政府は、大体でいいのですけれども、安定的な食料の供給のためににはどのくらいの農地総量が必要だというふうに考えておられるのでしょうか。○渡辺(好)政府委員 先ほど官房長からお答えを申し上げましたけれども、作物別に、必要な農地を積み上げてまいりますと、例えば麦であれば、麥を使つて耕地利用率を高めるというふうなことをございまして、現に十六万ヘクタールある耕作放棄地をどう解消するかというふうなこともございまして、私どもとしては、この具体的な数字についてございましては、基本計画の策定と同時に、これを積み上げの形で示していくかと思つておるわけですがござります。そうした農地のうち、とりわけ優良農地につきましては、農振制度の中で、これは線引きもしくは農地の転用については、法律によつてその許可基準を明らかにするというふうな方向で、国全体としての農地の確保の指針を、今回お願いしております農振法の改正の中でも明らかにしていきたいというふうに考えております。○遠原委員 今おつしやつた、耕地放棄地が十六万ヘクタールに及んでいる、これについて、放棄地の解消に向かつての政府の取り組み方をお聞かねたいと思います。

○高木政府委員 農産物の価格形成につきまして、市場原理を導入するということが一方でござりますが、同時に、価格低落時におきましても、育成すべき農業経営が安定的に當農を継続できるようにするということが重要でありまして、二十二条には一項に加えて二項を特に置いているわけでございます。これは、今当面は、生産流通実態等が異なりますので、品目別に順次具体的な政策化を進めていくということをございます。

既に、麦と牛乳、乳製品につきましては、関係者の御論議の結果、新たな麦政策大綱並びに新たな酪農・乳業対策大綱ということで、価格政策の

流动化推進がいらっしゃいますので、これも地域によって相当な成果を上げているところがございますから、そういう優良事例を紹介しながら、この八万人の方々がより一層活発に耕作放棄の解消に向けて取り組むような、そういう雰囲気といいますか、環境をつくりたいと思っております。

○漆原委員 次に、農産物の価格の形成と経営の安定についてお尋ねしたいと思います。

新しい基本法の成立に今一番不安を感じていらっしゃるのはむしろ専業農家ではないのかな、こういうふうに思つております。それは本来、意欲ある担い手を育成、確保することが本法案の柱の一つでありますから、専業農家の方は最もこの法案の成立に期待しなければならないところであります。しかし、現実には、本法が価格政策から撤退して市場原理の導入を明確にしていくのに、その受け皿となる経営、所得対策が抽象的でその姿が見えない、関係者からはこんな声が聞こえております。

価格を市場原理に任せるのであれば、それにかかるフォローがないと大規模専業農家はやっていけない、また、再生産可能な所得を下支えする仕組みがないと、将来が見えず、担い手または後継者は育たない、こんなふうに指摘されておりますが、この指摘に対する感想をお聞かせいただきたい

○高木政府委員 アメリカ、EUにおきましても、支持の仕組みが必要であると考えますが、この点はいかがでしょうか。

先ほども申し上げましたが、具体的に個別の品目ごとに価格政策の見直しと経営安定措置、対策の検討を進めているわけですが、やはり日本の場合には、これまで需要者のニーズあるいは消費者のニーズというものが生産者に的確に伝わりにくかったといった事情もございます。そういう事情もござります。

見直しとあわせて、経営安定措置の内容、実施についての方向づけを行つております。これは生産者団体の皆様方とも十分御相談の上でき上がりがたるものでございますが、さらに現在その具体化のための作業を進めております。

また、大豆につきましても、現在研究会でそのあり方につきまして検討を進めておりますが、本年秋の価格決定までに施策の見直しの方向づけを、これも関係者の御議論を経てやつしていくことがあります。

その際に、まさに今おっしゃいました育成すべき農業経営の安定的な営農ということは十分考慮してまいりたいと考えております。

○添原委員 そこが明確でないということで非常な不安を感じているわけでありますので、一日早く策定していただきて、将来の展望が持てるような数字として示していただきたい、こう申し上げておきたいと思います。

E.U.は、介入価格を引き下げて直接所得補償制度を引き上げるなどリンクさせて、具体的な内容を農民に提示して改革を進めております。また米国の中農業法でも、不足払い制度を廃止して、農業に対する直接固定支払い制度を導入して、それぞれ農家が価格の変動によつて打撃を受けるよう安全措置を講じております。

日本にもE.U.や米国と同じく何らかの最低価格

踏まえ、また経営安定の見地も考えながら、個別品目ごとの我が国の実態に即した制度のあり方と

いうものを検討していきたいと思います。

その際、アメリカなりE.U.でどういうことが行

われているかということは、当然いろいろと検討

過程で勉強をするわけでございますが、そのとお

りにした方がいいかどうかということにつきまし

ては、あくまで我が国の実態に即して考えるべき

であろうというふうに思っております。

○漆原委員 農政改革大綱では「個々の品目ごと

ではなく、意欲ある担い手の経営全体を捉えた經

営安定措置の導入について検討する。」こういう

一項目があるのですが、具体的にはこれはどんな

ことをお考えにならっているのかお聞かせ願いたい

と思います。

○高木政府委員 農業経営全体を単位としてとら

えた経営安定措置といいますものは、個別の農産

物の価格、あるいは販売収入ということではなく

て、経営として複合経営を行つたりする場合

が多いわけでございますが、経営としての農業收

入あるいは所得を考慮して、それが著しく低落し

た場合に経営安定を図る、こういうイメージでと

らえております。

しかしながら、今の実態は、先ほど来申し上げ

ておりますが、品目によって価格政策の手法な

どあります。また、當農

林地の荒廃といつた問題が発生をすることを何と

しても防いでいかなければならぬということ

で、中山間地域に対する直接支払いといふもの、

これが直接支払いとは法文上書いてございません

が、多面的機能の確保を図るために施設を講ずる

という中で、直接支払いといふものを現在検討会

おりますように、品目別に講じていくこと

で、麦と酪農、乳製品につきまして大綱ができた

段階ということでござります。

したがいまして、現在のところは経営単位の安

定措置の導入につきましては、まさに品目別の価

格政策の見直しや経営安定措置の見直しに伴い

がら、今お話をありました諸外国の措置も参考に

しながら検討を進めてまいりたい、こういう状況でござります。

○漆原委員 それでは、最後の項目に移ります。

中山間地等における直接支払いの導入について

お尋ねしますが、三十五条では中山間地域等にお

ける農業の生産条件に関する不利を補正するため

直接支払い制度の導入を行うたっておりますが、ま

ず大臣に、そもそもこの中山間地域等における直

接支払い制度の導入、この地域になぜこの制度を

導入するのか、その根拠についてまずお尋ねした

いと存ります。

○中川国務大臣 三十五条の中山間地域等の振興

といふことですが、農業が果たすいろいろな役割、生産活動あるいはいわゆる多面的な機

能といつたものは中山間地域でも役割が非常に大きいという認識を持っております。一方、生産条件が非常に不利であるということ、中山間地域だから逆にいいものができるという部分もあるわ

けでありますから、物の品質ではなくて生産条件

が非常に悪い、さらには定住条件、いろいろある

わけでござりますけれども、そういう地域をとも

すれば離れて、山からおりてきて都市に住んでと

いうことになりますと、そこの果たしております

生産サイドだけではない多面的な機能を放棄する

ことによる国土の荒廃あるいはまた耕作放棄地

といふものがさまざまございます。また、當農

林地の荒廃といつた問題が発生をすることを何と

しても防いでいかなければならぬということ

で、中山間地域に対する直接支払いといふもの、

これが直接支払いとは法文上書いてございません

が、多面的機能の確保を図るために施設を講ずる

というふうに考えております。

したがいまして、現在のところは経営単位の安

定措置の導入につきましては、まさに品目別の価

格政策の見直しや経営安定措置の見直しに伴い

ながら、今お話をありました諸外国の措置も参考に

ただきたいと思います。

時間がないので、最後に三点だけ、まとめて聞

きます。

一つは、この直接支払いを行つ対象地域なんぞ

ですが、離島、半島も含めるべきではないか。それ

から、傾斜地、峡谷型農業の中山間地域だけでは

なくて、遠隔粗放型農業における中山間地域も含

めるべきではないか。それから、平地農村もその

対象とすべきではないか。こういう意見がありますが、この三点についてまとめてお尋ねいたしました。

○中川国務大臣 いわゆる中山間地域等条件不利

地域に対する直接支払いを行つますから、先ほど申し上げたような例が一番典型的であるわけ

ございましょうけれども、それ以外にもどういう形

で、生産条件、定住条件が不利で、しかもそこに

対しての多面的機能の発揮に役に立つような地域

があるということがあるのか、これは今後検討を

していかなければいけない課題だというふうに思つております。

○漆原委員 私今申し上げた具体的な、離島、半島、遠隔粗放型農業における中山間地域、それから平地農村、これは今後の検討課題だということなんでしょう。

○渡辺好(政府)委員 三つ御指摘がございました

けれども、第一点目の離島、半島につきましては、この地域におけるいわゆる多面的機能がどう

いうものであるかという位置づけにつきまして現

に直接支払いの検討会で議論が進んでおります。

それから、遠隔地粗放型といふ点につきましては、この地域におけるいわゆる多面的機能がどう

いうものであるかという位置づけにつきまして現

に直接支払いの検討会で議論が進んでおります。

それから、遠隔地粗放型といふ点につきましては、この地域におけるいわゆる多面的機能がどう

いうものであるかという位置づけにつきまして現

に直接支払いの検討会で議論が進んでおります。

それから、遠隔地粗放型といふ点につきましては、この地域におけるいわゆる多面的機能がどう

いうものであるかという位置づけにつきまして現

に直接支払いの検討会で議論が進んでおります。

○漆原委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○穂積委員長 この際、休憩いたします。

午後四時十六分開議 午後零時五十二分休憩

○穂積委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中林よし子君。

○中林委員 今回の新農業基本法案をめぐっては、一番肝心かなめの中心課題は、四一%まで下

がった自給率をどう向上させるか、これが基本的な問題だというふうに思います。

しかし、第一回目の当委員会の審議を通じて、

政府が、国の責任で、本気で自給率を向上させる立場に立つたことはとても思えないというふうに私は感じました。

我が党の藤田スミ議員が、本法案の第二条で、

食料の安定供給の確保は「国内の農業生産を基本とし」としているだけで、可能な限りその維持拡大を図るべきという表現が盛り込まれなかつた

点について質問したのに対して、大臣はこのよう

に答弁をされました。現時点の国内の農業生産が

依然として実態上国内生産が基本になつていないと答弁をされました。現時点の国内の農業生産が

にもかかわらず、こういうことで、今の四一%

は国内生産が基本になつていない、こういう認識

を答弁されているわけですから、そのこと

は、自給率を上げて初めて国内生産が基本となる

と言えると思うのですけれども、それでよろしい

でしょうか。

○中川国務大臣 現在の我が国の自給の実態とい

うのは、各国に比べましても、また日本の実情を

将来にわたって判断した場合を考えましても非常

に低い。しかも、それが年々さらに低下になつてい

るという状況というのには極めて憂うべき状況だと思います。

しかし、それが年々さらに低下になつてお

るという状況というのには極めて憂うべき状況だと思います。

したがいまして、先ほど来お答え申し上げております。

なぜ中山間地域を対象にするのかと存じます。

○漆原委員 いう根拠について、いろいろ議論もあるところだと思いますが、これまた後でいろいろお聞かせい

ます。

の文言の状態になつてないといふに申し上げました。

そこで、自給率を上げるために、二条で、はつきりと強いトーンで、国内生産を基本としといふ文言を入れ、そして、この法律に基づく基本計画の中で自給率の設定をするわけですが、これは、実現可能な、できるだけ高い数字を掲げたいと思っております。その作業は、またこれからいろいろな要素がございますので、その目標設定は少し後になりますけれども、とにかく今よりもできるだけ高い、実現可能な数字にしていきたいと考えております。

○中林委員 藤田スミ議員の同じ質問に対し、さらに、今言われましたように、国内の農業生産を基本としてといふのは、維持拡大を図るという表現よりも強い意思が込められているのだ。今もそのように重ねて答弁されたわけです。

それならば、去る四月二十八日に農水省が出しております「次期WTO交渉における対応の基本的考え方」、この農業の項目の第一番目、食料安全保障という項目がありますが、これには「世界最大の農産物純輸入国であり、食料自給率が極めて低い我が国においては、食料安全保障の確保のために、国内農業生産を食料供給の基本に位置付け、可能な限りその維持・増大を図ることが不可欠である。」こういうふうに明記されています。これは、次期WTO農業交渉において、農水省と自民党との間でもこの基本に基づいて行われます。これは、百歩譲って、では、今大臣がおっしゃるよう

に、基本としてということで、維持増大といふのを落としたということの中身として、今でもこうおっしゃいましたね。維持でもいい、そういうことになると、維持増大ということを入れると、その基本としてよりも実は低めるんだと。大臣の今の答弁をお伺いすると、ここに書いてあることは、維持増大と書くということは大臣の意思とはまるで違うじゃないですか。大臣の答弁は農水省の考えとは違う、支離滅裂の答弁だ、このように思ふのですけれども、それはいかがですか。

○中川國務大臣 そのパンフレットのできるだけ高い自給率ということと、条文の中での国内生産を基本としてといふことは、趣旨は全く同じ

で、支離滅裂ではありません。

先ほど申し上げたように、維持増大ということは、極端に言えば、四一%を維持することも目的にかなうわけでござりますが、我々は定性的にこの四一%という現状は少なくとも低過ぎるという認識を持つております。では、無責任に八〇だ、九〇だ、一〇〇だと言つて、高ければ高いほどいいじゃないかということになりますと、これはいろいろな事情、消費者の事情もありますので、実現可能などいう意味で、可能な限り自給率を高くしていくんだという趣旨でございまして、維持増大よりも、それを含んで、さらにより強い意思を示したのが国内生産が基本であるという文言でございます。

○中林委員 私は、大臣の答弁というのは詭弁だと思います。本当に純粹に考えて、国内生産を増大しなければ自給率は上がらないということは、もうわかり切った話ですよ。その文言を欠落させたということ自体が、私は、大臣が今答弁されるよう、それに書き込むことよりも強い意思のあらわれだなどというのは、その法律案を読む国民にとってはそこは感じられないといふに思いますから、これはどうにでも解釈できる中身ではないかと思います。

百歩譲って、では、今大臣がおっしゃるようないふうにおっしゃったわけですね。そうなると、そこになれば維持でもいいのだ、さらに引き上げるといつても、〇・何%上がるだけでもいい、だからそういうふうな無責任なことは言えないのだ

具体的に聞きます。〇・何%ではいけない、こ

のようにおっしゃつておられるわけですから、それで

は、四一%ならば国内農業生産を基本としてといふことになるのですか、それとも五〇%になればそうなるのですか。その持つておられる意味合いをぜひお答えください。

○中川國務大臣 ですから、品目別に何%までならば可能なのか、そして消費者もそれを受け入れることができますのかということは、これから、この法律案を成立させていただいた後、この法律に基づいて基本計画を策定するわけでございまして、その中でいろいろな要素をこれからやつてい

く。

まさに二回目の当委員会の御議論でも、何回もこの話が出ているということはやはり大きなポイントの一つだろうと思ひますから、そういう国会での御議論の様子も見ながら、そしてまた新しい審議会の御意見も聞きながら、さらにはまた消費

者団体や生産者団体の皆さんを始め各界の皆さん方の御意見も聞きながら、とにかく実現可能なだけ高い数字にしていかなければならないというふうにしていつたらいいのかということは、いう、その定性的な言葉を実現していくためにどういうふうにしていくためには、その法律案を読む国民の御意見も聞きながら、とにかく実現可能なだけ高い数字にしていかなければならないと

いうふうにしていくためには、その法律案を読む国民にとってはそこは感じられないといふに思ひますから、これはどうにでも解釈できる中身ではないかと思います。

○中林委員 やはり逃げいらっしゃると思うのですね。この新農業基本法の一一番中心は、四一%まで自給率が下がった、これからどう引き上げていくか、政府は国としてどういう責任を持つかといふことであるならば、今答弁を聞いてみると、強い意思を持っていますが今後決めるんだとか

○・何%ではだめだとか、これでは納得できないわけですよ。

では、実現可能な数字とは幾らを考えていらっしゃるのですか。これもこれから皆さんと論議しなければわからないというようなことで基本法が出来されたのではないと思うんですよ、裏づけを

字。

○中川國務大臣 食料の自給率というのは、あくまでどのくらいいくつてどのぐらい消費するか

ということ。しかも、その品目は、これは水産物も含むわけでありますけれども、自然相手、生き

物相手でつくる作業でありますから、さらにはいろいろな要素があるわけでございまして、それらをかなり厳しくというか詳しく判断して、そして

中期的な目標、一年や二年で先のことでもできま

せんし、また、なるべくならば目標というものは

中長期的な目標としていきたいと思っておりま

す。

さらには、どこかの独裁主義の国とは違いまして日本ですから、何かだけを食べなさいとか何か

は食べてはいけないというようなこともできません。

したがって、国民の食生活の変化というのも

自給率が下がった原因の一つでございまして、そ

ういう意味で、お子さんに対する教育も含め、あ

るいは国民に対する啓蒙あるいは理解も含め、い

るいの形の作業をこれからやつていかなければ

ならないわけでございます。

そういう意味で、国内生産を基本としという

が最終的に何%になつていくかということは、先

ほど申し上げたように、いろいろな場での御議

論、特に審議会での意見も聞かなければなりませ

んし、最終的には、そういう場を通じまして、最

終的な自給率というものの目標を基本計画の中に

設定していきた。逆に申し上げますと、望まし

いのは何%だといえば、それは高いにこしたこと

はありませんけれども、現時点での私の立場からそ

れを申し上げることはいたしません。

ただし、それが責任逃れをしているんだろうとも、基本計画はあくまで政府の責任でつくるわ

けでございまして、責任は政府にあるわけで、実

現、達成のための責任は政府にあるわけでござい

ます。

しかし、また話が戻りますけれども、政府だけ

では実現は、これは何%だから食べろ、食べるな

というようなことを我々は言う権限のない、自由な体制の国でありますから、そういう意味で、各界の御理解をいただきながら、目標の実現に向けてみんなで努力をしていかなければならぬ、これが國益にかなうことだと思っております。

○中林委員 やはり言い逃れ、責任逃れの答弁にすぎないと私は思います。それは、今まで私たちがな

な柱の一つに選択的拡大というのがあったと思
うんですね。アメリカの余剰農産物を大量に輸入
することが前提になつて、その邪魔にならない
目、そういうものを日本でつくつていこうとい
うなことだったと思うわけですけれども、今
まで自給率が下がつた原因、現行農業基本法の
罪においてどういうぐあいに考えていらっしゃ

自給率も一八ポイントまで下がってきておる。こういうようなことが自給率が下がってきた原因ではないかというふうに考えております。

○中林委員 今お話を聞いてみると、消費者がまず食べるものが変わつていつた、それから、農業者が、都市の労働者との格差が広がつて、なかなか農業をする人が少なくなつたんだ、若者が引き

ジ、農産物十二品目の自由化によつてどういうふうに変化したかというのは、政府の資料でも明らかになつてゐるわけですね。これで消費者の方の嗜好が変わつたから落ちたんだ、こういうことがありますか。自給率低下の原因が農産物輸入自由化にあつたということは、これでも否定されるんですか。

経験を持つていないならば、今大臣がおっしゃったような、自然条件がどんな条件が来るかわからぬないとか、国民はどんなものを食べるかわからぬいとか、いろいろなことの条件は多々あるでしょ。だけれども、今まで私たちは營々と生活してきている。いろいろな自然条件のもとでもやつて

○中川國務大臣 昭和三十五年當時の自給率が
九%、大体一年で一ポイントずつ下がってきた
ということに単純に言うとなるわけでありますけれども、自給率の低下についてどう考えるかとい
う御質問でござりますから、そのことだけに絞つ
のか、答弁を求めるたいと思います。

繼がない、年寄りばかりが多くなったなどなど、本当に政府の責任とそういうものをどのようにお考えになつてているのか。それら一つ一つの現象面は、私は、現行農業基本法のもとで、政府の政策のものでつくられたものだというふうに言わざるを得ないと思います。

○中川国務大臣　例えば小麦ですと、まずパン食の普及ということがどうしても日本産の小麦では対応できない、あるいは、オーストラリアあたりから、日本の綿羊に専門的に合う小麦を大量につくつて輸入をしてきたというような個々の事情がいろいろあるわけでございまして、やはり、消費財

きた。この現行の農業基本法ができたときには七〇%台の食料自給率があつたんです。それがこんなに低下しているわけだから、今までの農政の中の経験を見れば、自給率はどうやれば上がる、それは数値目標として当然出されねばならないと思います。もちろん、食べる自由だとか多くの自由だとか、そういうのは保障されなければならぬと私は思います。だけれども、それとも、食べる自由さえも、あるいはつくる自由さえも現行農業基本法のもとでも奪つてきたのが政府の責任だ、このように私は思います。

これは、もうどんなに論議しても水かけ論にならないかないので、今度の新農業基本法をつくるに当たつて、いわば真髓が食料の自給率、しかもそれをどこまで高めていくか。今後の計画にまつといふんじゃなくて、国の責任において国民にしっかりと示していくというのが一番の出发でなければいけないということを私は重ねて申し上げております。

お答えをさせていただきます。

一つには、国民が非常に豊かになつていつつ、食生活が、よくほかの国でも見られるわけでございますけれども、市場から、鳥肉、豚肉、牛肉とだんだん供給熱量 カロリーの高い品目へとフトをしていく、あるいはまた、世界のおいしいといいましょうか珍しい食品をどんどん世界じうから輸入していくといった、消費者サイドの想せざる行動といいましょうか、実態があつたさらには、生産者サイドの方で言いますと、産性が上がつてはきておりますけれども、他産との格差が是正されていない、あるいはまた、在もそうですが、都心に比べて農村部の特に生活基盤の格差がまだまだ大きいものがあった中で、若い人の就業が少なくなつて、過疎化、老齢化が進んだといったようなことで、生産性はもちろん上がつてはおりますけれども、全体として、生産者サイドにいろいろな問題が発生をしてきている。

先ほど、現行農業基本法が選択的拡大にあつたこと、
ということは、アメリカの余った農産物に邪魔にならぬものだけはつくつてもいいけれども、例えれば、小麦だと大豆だとか、そういうたものは日本でつくらせないということが現行農業基本法のもとであつてやられた。
だから、例えば小麦などは、一九六〇年には自給率三九%だったのが、現在は九%まで落ちた。それから大豆も、二八%あったのが、現在は三%まで落ちた。牛肉などは、関税化で自由化になる一九八〇年代、七一%，それが、九〇年のさらなる関税率の引き下げによって五一%，現在三六%まで下がつたということですね。
私どもが、特定農産加工業經營改善臨時措置法の改正案の審議の際に、政府の提出資料、これを見ましても、一九八八年の日米合意による牛肉、オレンジ、農産物十二品目の自由化による製品輸入の増加と国内生産の減少、これが一覧表になつて出されました。

ざいませんけれども、食生活、食文化の変化といふものも大きな自給率低下の要因ではないかと。先日、藤田委員がイギリスの例を出されておりましたけれども、イギリスも一時大変自給率ががって、それから努力をして相当上がつてまいりましたけれども、日本ほどといいましょうか、食生活はパンを中心にして、ほとんど食生活の変化がなかつたということが、ある意味ではよりいたやすくといいましょうか、麦をどんどんつくればそれが逆に外国の麦を締め出していくことと自給率が上がっているというような実例もござりますので、そういう意味で、自給率の低下にはさまざまな要因がありますけれども、消費者サイドの生活の向上とそれにかかる食生活の変化というのも一つの理由であるというふうに考えておられます。

○中林委員 自由化の問題が原因だったということをなぜあなたはお認めにならないのか本当に不

そこで、今日までの自給率の低下の原因ですが、これをやはりつきりさせなければ、では、どういうふうに上げていくかという次の政策も出てこないと思うわけです。そうなると、現行の農業基本法、これの功罪をはつきりと分析しなければならないと思います。

消費者サイドにも、先ほど申し上げたような
様なニーズというものがあるということのミ
マツチから、特に一番典型的なのは肉だろうと
いますけれども、国産の肉を飼育するに当たり
しても、そのえさとなるものはほとんどが輸入
あるということになりますと、国産牛とはい
がらもえさは輸入だということで、だんだん穀

これなどを見ても、かんきつ果汁などは、平成元年には一万九千トンだったわけですが、平成九年には五倍の輸入量、九万六千トンになり、国内生産は、平成元年には四万一千トンだったものが二分の一の二万四千トンまで落ち込んだ。これは、かんきつ果汁だけの例ですけれども、その他いろいろ品目別に、自給率がこの牛肉・オレンジ

思議でならない、私はそのように思います。
大臣、一月二十四日のNHKテレビ「世紀を越
えて・一頭の牛が食卓を変えた」というのを『やら
んになりましたか。

の熱帯雨林がどうだとか、そういうのを何回かやつておりましたけれども、今先生御指摘のその番組は見ておりません。

○中林委員 今はビデオというものもあるんですよ。これだけ重要な特集を組んだ。私は、今からでもぜひ大臣を見てほしいです。多分農水省はお持ちだと思いますよ。ぜひ見ていただきたいと思います。

ここで、実は、さまざま報道があつたわけですけれども、こういうことが報道をされております。

一九六三年、アメリカは、トウモロコシを始め大麥穀物が余った。こういうときにはどう売り込んでいくかということで、それは肉だ、牛肉だと。牛を飼えば当然飼料が要るわけですよ、だから飼料用作物を売り込んでいく、そのためにはトウモロコシの外国に対する売り込みを開始しましたけれども、ヨーロッパでは、自国の農業を育成するということで、輸入は抑えられたわけです。世界の人々の食生活を変え、穀物を輸出するためにはどんなことでもやりました、こういうことをアメリカの農務省は言つて、実は、日本の肉消費をマクドナルド社のハンバーガーによつてやると。日本に膨れ上がりましたし、それからトウモロコシの輸入量は十倍にも膨れ上がつていて、こういうことになりました。そうすると、日本の肉の消費量は七倍になりました。だから、日本の食生活が変わり、国民の食味が変わったんだなどといふことが、この報道を通じてありました。

だから、日本の食生活が変わり、国民の食味が変わったんだなどといふんじゃなくて、まさにアメリカのトウモロコシ戦略あるいは穀物戦略の中で、そう変えさせていくという意図的な戦略をもつてやられたということが、この報道を通じても明らかになりました。

それから、続けて、これはちょっと曜日を忘れましたけれども、かつてNHKが特集をいたしました。小麦戦略、日本じゅうをキツチンカーが

走つた、こういうこともアメリカの戦略の中で起きました。このキツチンカーの果たした役割と

いうのは余りにも大きい。特に、米を食えばばかりになる、一日に一度はパンを欠かせぬ、母の愛だ

で、でもぜひ大臣を見てほしいです。多分農水省はお持ちだと思いますよ。ぜひ見ていただきたいと思

う。そういう中で、当時、五千万か六千万の日本国民をどうやつて飢えずに食べさせていくかということで、これは最大のポイントであつたわけあります。そのとき、当時の進駐軍がいろいろな形で

いました。そして、當時、学校給食法の中に、必ず小麦を使つて、粉食で食事をするようにという供には育たないよといふ特別の宣伝もやりました。そして、當時、学校給食法の中に、必ず小麦を使つて、いわば小麦を日本の子供たちに食べさせることで、これは当時の文部大臣が、今後、国民の食生活は米食偏重の傾向を是正し、粉食混合の形態に移行することが必要であるということまで

言つて、いわば小麦を日本の子供たちに食べさせていくと。

大臣も、この間からの御答弁を聞いてみると、米飯を食べさせるのは子供が勝負だ、子供の時代からしっかりととした味を覚えているとそれを大人になつても食べ続ける、これはお認めになつていい

と思うのですね。そういうことになれば、これらは消費者の好みが変わつた、食生活が変わつたとなると、思つて、いつでも食べ続ける、これはお認めになつていい

ことでもあります。

いずれにいたしましても、私は、アメリカの戦略によつて日本の食生活が大きく変わつたというよりも、日本自身がそういう選択をせざるを得ない時期があつた。あるいは、今お話しのハンバーガーメーカーにつきましても、これはもう世界

そのものが変えさせられたんだということが、この点でもはつきりしてゐるわけじゃないでしようか。そこには政府の責任が歴然とするというふうに思つてますけれども、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 私自身も、学校給食で輸入物の

脱脂粉乳を溶いて育つた記憶がございまして、あのときは、何かおいしくないなというふうに思つてますけれども、いかがでしょうか。

それは、私は、農産物自由化がこの自給率を下げたということを日本共産党が勝手に言つてゐるんじゃないということを言つたんです。これは、新農業基本法をつくるために、農水大臣の私的諮問機関、農業基本法に関する研究会の報告、これは今から三年前ですね、一九九六年九月、これに出ております。これを見ると、農業基本法制定当時の想定を超える状況変化の原因、これを三點挙げております。その三番目の原因として、「急速な国際化の進展等により、農産物輸入が予想を超えて増加したことである。」「農産物輸入の増加は、自給率を一貫して低下させるとともに、農業総生産の増大の実現を制約する等国内農業が発展していく上で大きな影響を与えた。」こういふふうに結論づけているんですよ。大臣、これでも認めませんか。

○中川国務大臣 とにかく、新しい基本法をつくりたという経験がございました。

戦争直後には、何かギブミーチョコレートといふような言葉もはやつたそうあります。やはり当時、占領軍は非常に豊かな食べ物で、あこがれていた世代があつたというふうな話をよく聞くあります。それに対して我々は、野方國にイエスと言つてゐるわけでは決してないわけでございま

ります。しかし、それが、自給率の低下は自由化をしたことによつてということで物事を片づけるほど単純な問題ではないというふうに理解をしております。

国のためにやつてきておるわけあります。今後も、次期交渉を始めとして、我々は国民一体となつて、我が国の国益、この場合には特に食料を守るために頑張つていかなければならないというふうに思つております。

○中林委員 大臣は本当に、農産物の輸入自由化があつて、それが今の食料自給率を下げたということを、それは最大のポイントであつたわけあります。そのとき、当時の進駐軍がいろいろな形で

いました。そして、當時、学校給食法の中に、必ず小麦支援等をやってくれました。またそれに頼らざるを得なかつたということでございまして、それが原体験になつて大人になつていかれた方は確かにあります。そのとき、当時の進駐軍がいろいろな形で

いました。そして、當時、学校給食法の中に、必ず小麦を使つて、いわば小麦を日本の子供たちに食べさせることで、これは当時の文部大臣が、今後、国民の食生活は米食偏重の傾向を是正し、粉食混合の形態に移行することが必要であるということまで

言つて、いわば小麦を日本の子供たちに食べさせていくと。

大臣も、この間からの御答弁を聞いてみると、米飯を食べさせるのは子供が勝負だ、子供の時代からしっかりととした味を覚えているとそれを大人になつても食べ続ける、これはお認めになつていい

ことでもあります。

いずれにいたしましても、私は、アメリカの戦略によつて日本の食生活が大きく変わつたというよりも、日本自身がそういう選択をせざるを得ない時期があつた。あるいは、今お話しのハンバーガーメーカーにつきましても、これはもう世界

そのものが変えさせられたんだということが、この点でもはつきりしてゐるわけじゃないでしようか。そこには政府の責任が歴然とするというふうに思つてますけれども、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 私自身も、学校給食で輸入物の

脱脂粉乳を溶いて育つた記憶がございまして、あのときは、何かおいしくないなというふうに思つてますけれども、いかがでしょうか。

それは、私は、農産物自由化がこの自給率を下げたということを日本共産党が勝手に言つてゐるんじゃないということを言つたんです。これは、新農業基本法をつくるために、農水大臣の私的諮問機関、農業基本法に関する研究会の報告、これは今から三年前ですね、一九九六年九月、これに出ております。これを見ると、農業基本法制定当時の想定を超える状況変化の原因、これを三

点挙げております。その三番目の原因として、「急速な国際化の進展等により、農産物輸入が予想を超えて増加したことである。」「農産物輸入の増加は、自給率を一貫して低下させるとともに、農業総生産の増大の実現を制約する等国内農業が発展していく上で大きな影響を与えた。」こういふふうに結論づけているんですよ。大臣、これでも認めませんか。

○中川国務大臣 とにかく、新しい基本法をつくりたという経験がございました。

戦争直後には、何かギブミーチョコレートといふような言葉もはやつたそうあります。やはり当時、占領軍は非常に豊かな食べ物で、あこがれていた世代があつたというふうな話をよく聞くあります。それに対して我々は、野方國にイエスと言つてゐるわけでは決してないわけでございま

ります。しかし、それが、自給率の低下は自由化をしたことによつてということで物事を片づけるほど単純な問題ではないというふうに理解をしております。

○中林委員 だから、農産物の輸入自由化、これによつて農産物の輸入が増大したというのは当然でしよう。しかも、中川大臣じゃないけれども、大臣の私的諮問機関の報告なんですよ。それで、今回の農業基本法をつくるに当たつて、その結論部分として、要因の一つとして、今読み上げたようなことを結論づけているわけですよ。だから、さまざま必要な要因は、それはおっしゃるやうにあるでしょう。でも、農産物の輸入自由化、これによつて農産物の輸入が増大したことが食料自給率の低下の原因になつてゐると言つてゐるのを、それを認めないんですか。

○中川国務大臣　自由化することによって、消費
者がそのものをよりたやすくといいましょうか
場合によつては安く、あるいは場合によつてはほ
り買うチャンスが多くなるということは事実だる
うと思います。

○中林委員　私が聞いていることにまともな答弁を
してくださいよ。そんなこと一言も聞いていないない
ですよ。だれが消費者にチャンスを与えることにと
なるかなんて聞いたんだですか。どんでもない答弁を
ですよ。

大臣はお認めになりませんけれども、事実、農
水省の、あなたの方の報告書によつてもちゃんとそ

ら穀物自給率がイギリスはどんどん上がって、一九八一年には一〇〇%を突破して、八〇年代後半には一二〇%を上回る、そういう水準になりました。現在、イギリスはカロリーベースでは七三%だ。これで私どもも、イギリスがどうやってこれだけの自給率を上げたのかということも勉強してみました。さまざまな施策をとっていることがよくわかりました。

一九七三年のEC加盟後、共通農業政策、CAPの枠組みの中で展開するようになって、一九七八年の共通農業政策全面適用で農業保護の側面が一段と強化されて、自給率が上がりました。(一九

十九世紀の初めに、マルサス、リカードの激しい議論があつて、結局リカードの方の國際分業論というのが勝つて、そして穀物法が一八四六年に廃止されるわけで、そこからは、安いものは世界じゅうからどんどん入れよう、自分たちは機械とかそういうつた当時の先端技術をつくつていけばいいんだという、非常に鉱工業が盛んでありますし、また、そこに重点が入つて、食料の方がどんどん少なくなつていつた。それを見て書いたのが、マルクスの資本論、共産主義の原点でござりますが、そういう状況。そして、第一次世界大戦と大変な食料危機をイギリス

○中川國務大臣　過去何十年かの間に自由化した品目は、確かにたくさんあるわけでござります。それから一方、農産物の輸入量というものも増えているわけであります。しかし、自由化イコール自給率の低下となると、そう簡単にはいかない。逆に、自由化しても入ってこないものもある。アメリカやヨーロッパ等から強い要請があつて、関税率を下げたり、あるいは自由化をしても、例えばアメリカ産のチエリーなんというのはほとんど、一時的には多少アームになりましたけれども、その後はやはり国産のサクランボだといふことになっておるものもあるわけでござりますから、そういうふうに、自由化イコール自給率の低下だというふうに單純に結びつけられないところがこの問題の難しいところであります。

○中林委員　あなたは本当に都合のいいことだけおっしゃる。主要食料、それに当てはめて考えてみなさい。サクランボの話だけじゃないですよ。小麦だと大豆だと野菜だと果物、牛肉、これら大方によつてカロリー自給率というのは計算されるわけでしょう。チエリーがどの程度自給率低下に影響するかなどというのは関係ないです。

よ。

だから、さまざまなものがあるといいながら、それならば、農産物の輸入自由化が食料自給率を低下させた原因の一いつだとお認めになるでしょ、要因にはなるでしょ、いかがですか。

いう資料が出ている。それなのに認めないなら、かっていっているかというのを如実にあらわしている一つの具体例だというふうに私は指摘をしておきます。

さきの五月十三日の当委員会で、藤田スミ議員の、イギリスやドイツの自給率向上政策から学ぶべきだ、こういう質問に対し大臣はどう答弁がされているかというと、「イギリスは国土の三分の二近くが平たんでございまして、もともと牧草地あるいはまた小麦をつくりやすい地域でござりますから、やはり大転換をいたしまして、そしてそれによつて、今先生が申されたような、今や自給率一〇〇%を超えるような国になつたわけであります。一方、食生活の面でいいますと、その間そう大きな食生活の変化がなかつた、イギリスの食事が依然として続いていたということが、小麥あるいは畜産の生産の増大がそのまま自給率の増大につながつていった。」こういうふうに答弁をされております。これは私は本当に、率直に言つて、イギリスの国内自給率を上げる諸政策それを冒瀆するものだ、このように指摘をせざるを得ません。

一九七〇年にイギリスの食料自給率は四八%七五年は五二%，当时我が国は、一九七〇年で六〇%，七五年で五四%と、イギリスよりも自給率を高かつたわけですよ。それから

五〇年代に EEC 加盟六ヵ国によつて創設された共同農業政策というのは、戦中戦後の食料不足の経験から、自分の国の食料自給を図るために、農産物価格支持政策を中心として、穀物その他の輸入を域内生産の水準を考慮して規制することがであります。域外との競争力も考慮して、輸入農産物価格と支持価格との差額を輸入課徴金として徴収して、域外との競争から国内農業をしっかりと守つた。こういう政策をやつてゐるんですよ。

政府の責任でないとできないと、この間の委員会で藤田議員が強く申しましたけれども、まさにイギリスは、政府の責任、国の責任で、輸入を抑えながら国内農業を、価格支持の制度をうんとやつて、それで上げていつた、それで今日のような自給率の向上がもたらされたというのは、こうな政策の失敗やら、いろいろな経験をして、こゝに来てやつと自給率が、穀物ベースでいえば一〇〇%を超えたわけであります。

ヨーロッパから頼んだわけであります。そこで、戦争が終わって、チャーチルが、これまでいいんだろうかということで、本腰を入れて食料の自給というものにはば百年ぶりで政策を立て大転換していくことによって、それから二十一年ぐらいたった段階でどんどん数字が上がっていく成果が実ったということであります。

そして、時あたかも、先生御指摘のように、E.C.の共通農業政策が適用され、穀物の自給率が向上して、イギリスが七三年に加盟するわけでありますけれども、いわゆるCAPに入ったからといって、必ずしも自給率は上がっていない。イギリスは確かに上がりました。しかし、同じCAPのもとになりますオランダ、ベルギー、ルクセンブルクのような国々は自給率が向上しなかつたということもあります。

いずれにしても、長い百五十年、二百年の間の一つの歴史の中でのイギリスの自給率というものについては、我が国がちょっととまねのできないような政策もありますし、自然条件等々も日本とは大分違うわけでございます。やはり農地の有効利用、生産性の向上、技術開発の促進、そして我が国の風土に合った農業生産あるいは日本型食生活の定着ということを、この基本法に基づきまして推し進めていくことによって、自給率の向上を実現していくことが重要ではないかと考えております。

低下に影響するかなどというのは関係ないですよ。
だから、さまざまなものがあるといいながら、
それならば、農産物の輸入自由化が食料自給率を
低下させた原因の一いつだとお認めになるでしょ
う、要因にはなるでしょう、いかがですか。

それを冒瀆するものだ、このように指摘をせざるを得ません。

一九七〇年にイギリスの食料自給率は四八%、七五年は五二%，当時我が国は、一九七〇年で六〇%，七五年で五四%と、イギリスよりも自給率はカロリーベースで高かつたわけですよ。それから

○中川国務大臣 先日も藤田委員からお話をありましたが、イギリスの自給率の向上というのは大体二百年ぐらいかかった。長い長い、いろいろな政策の失敗やら、いろいろな経験をして、ここに来てやっと自給率が、穀物ベースでいえば一〇%を超えたわけであります。

大分違うわけでございます。やはり農地の有効利用、生産性の向上、技術開発の促進、そして我が国の風土に合った農業生産あるいは日本型食生活の定着ということを、この基本法に基づきまして推し進めていくことによって、自給率の向上を実現していくことが重要なではないかと考えております。

-す

○中林委員 イギリスの二百年來の歴史を振り返つておっしゃいましたけれども、私は、農業政策に対しては、この二百年、百五十年ぐらいの歴史だというふうに思うのですが、大臣いみじく

て、イギリスの政策からも学びながらやれば、日本の農家の人たちの今日まで蓄積した技術や努力、それが大いに花開いて自給率向上の方に行く、このようにイギリスの事例から学んでみても言えると思います。

○中林委員 ここに一九九六年九月十六日付の読売新聞の報道があるのですが、この報道を見ますと、ウルグアイ・ラウンド交渉の過程で、食料安保は国際分業、つまり輸入ですが、それと食料備蓄はすぐ心すべきだとしたアメリカなどの主張に田

○中林委員 これは二条をちゃんと読むと、内農業生産を基本とし、最後に「なければならぬ」という義務規定になつてゐるけれども、「とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。」ということですから、輸入も義務づけられている。大臣が同じよ

も
自由作業場をとて、安い農産物がどんどん
入るに任せて、そして機械などを売つていったんだ
だと。日本と一緒にないですか。自由化をどんどん
どんやつて、テレビだ自動車だというのをアメリ
カに売らなきゃいけない。

そこで私は、大臣が農業基本法の反対をやめ、その輸入がふえたということを全く反省されないと、いうことで、やはり今度の新しい農業基本法、今回出された中で、輸入の位置づけがかなり強烈になつてきているということを指摘せざるを得ないと思うのです。

アーリカを筆頭とする輸出国に屈服した結果、今回の農業基本法第二条に、国内農業生産を基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせて服した感がある、こういう論評をされているわけですね。

うにおっしゃれば、同じように義務づけられた、
こういうことはもう明確ですよ。

てみると、日本の農業基本法ができてから今日の歴史をそのままおっしゃつてあるように思うでしよう。そう思いました。

第一条の国内の農業生産を基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせて行わなければならぬ、初めて基本法に輸入の義務づけが行われた。

○中川国務大臣 その新聞は、私は読んだのかも行わなければならぬ、まさに輸入を義務づけたのではないですか。

では需要を満たすことができないものの安定的な輸入を確保するため必要な施策を講ずる」、これによつて農産物輸入の安定化のために国としてあらゆる苦心を費さざると、これまで義務づけていたる

そうであるならば、この一八四九年、農産物自給化をイギリスはやつた。それで、本当に大変な自給率低下を招いた。それから第一次世界大戦もありました。そういう反省の中から、どうやって自給率を上げるかということを、試行錯誤をやることで、一九四七年に農業法ができるのですよ。その中で、本当に国内でちゃんと農業が維持できるようにならなくてはいけないという決意をして、さまざまな努力が始まりました。だから、それが今実ったわけでしょう。

大臣、この基本法が自給率向上を目的としているというのであれば、輸入自由化政策の根本転換が必要だし、今回輸入及び備蓄を適切に組み合わせて行わなければならぬ、こういう義務的項目は当然排除すべきだと思うのですけれども、いかがでしようか。

されませんか。〔事情にありませんが、決して雇用はしております。それから、それに基づいてと〕いうことでもないわけでございますが、二条の食料の安定供給というところの、国内生産を基本として、あと、備蓄と輸入を適切に組み合わせてといふのは、あくまでも、これは一〇〇%自給をするということは現実問題として非常に難しいし、当面の念頭にはないわけでございます。できるだけ高く自給率を設定したいとは思つておりますけれども、五年、十年の間に自給率が一〇〇%になる

○高木政府委員　國土資源に制約がある我が国でありますから、國民が必要とするすべての食料を国内生産で賄う、安定的な供給を確保するということ入自由化をさらに強化する条項だと私は思います。この条項から、安定的な輸入を脅かすような国内措置は一切とれないということになるんじやないでしょうか。

今、日本の自給率が四一%。まさに七千万人分の国民の食料というものは外國に頼らなくなきやいけない。つくられないんじやなくて、つくられないような状況にならされたということを、私は放置してはならないと思うのです。

○中川国務大臣 私は、先ほどから一貫して、国産の農産物をもつともつと生産し、そして消費してもらうということに、四つの理念のうちの第一番目にはつきりと書いてあるということを前提にしてお話をされておるわけであります。

したがいまして、先ほど言頭の議論にもあります

うふうに思つております。
そういうことは現実的ではない、残念ながらそうい
ったがつて、あくまでも国内生産が基本、つま
りメーンでありますけれども、メーンだけでは国
民の食生活の安定供給という義務を果たすことが
できないわけでござりますから、サブというか、

ことは困難であります。それにもかかわらず、十一年余の間で、一項では「国内生産では需要を満たすことができないもの」ということで、まず、ものを限定いたしましての「安定的な輸入を確保するため必要な施策」ということでござります。

本当に真剣な反省がおながくは、ハミングと同じように国土は狭い、イギリスは平たんなところが多いんだからとおしゃつたけれども、日本の農民の方々は、平たんでないような本当に急峻な農地でも、そこからどう生産性を上げるかということを日々努力をされている、そういう技術を持つているわけですよ。

そうであるならば、政府は、ここで自給率向上のその転換を、農産物輸入自由化に頼るんじゃなくて、本当に根本的な転換をやる、こう決意をして

したように、維持向上というよりも、国内生産を基本としてという方が、より包括的な意味で強い意思を我々はそこから読むわけでござりますけれども、自給率を向上させるということになりますと、今度は、十五条の基本計画の中で、その数字を、目標をつくっていくわけであります。そこで、この数字というのは、現状ではだめだということです、実現可能なだけ高い数字をつくり、そしてまた、それを実現していくなければならぬ

従という形で、備蓄あるいはまた輸入も、一定程度はやむを得ないということでありまして、しかし、その輸入についても、自給率を上げることによつて輸入も少しずつ減つてくるという関係になつていくものと期待をしておるわけでありますし、またその条文そのものが義務規定的な書き方になつておるわけありますから、これは国内生産を基本としなければならないというふうに御理解をいただきたいと思います。

国民生活に大きな影響を与えたというのには、大戸輪入に依存しているものにつきまして、ある日空然断絶だということでは国民生活は大混乱に陥る、こういう事態の反省に立ちまして、食料輸出による、国との良好な関係の維持とか、それから世界の食料需給について常々情報収集あるいは交換をしておくとか、主な輸出国と安定的な取引に関する取り決めをしておくとか、こういったことをするこ

とは、食料の安定的な供給の確保という上から欠かせないということで位置づけたものでございます。

一方で、先ほど来大臣が御答弁しておりますように、国内農業生産を基本とした食料供給ということも、依然として二条にあるわけでございますので、何か輸入を促進するよう作用するんだということは全く考えられません。

○中林委員 それならば、具体的にお伺いしま

日本はアメリカからの食料輸入に依存している部分が非常に多い。これはJ.Aが年次ごとに「ファクトブック」というのをずっと出しておられます。この中で、アメリカの輸入が全体の輸入の中でどの程度を占めているのかと。日本は農作物輸入の多くをアメリカに依存という項目があるわけですね。それを見ると、これは一九九六年ですけれども、大豆で八〇・七%、小麦で五五%、牛肉で四九%、こういう状況ですから、仮にアメリカが、我が国に対する食料輸出にさまざまな条件をつけてきた場合、我が国は、この新しい農業基本法に基づいて安定的な輸入を確保するため、こういう名目でその条件を次々に受け入れざるを得なくなるのではないか。

今、答弁の中で、輸出国との友好な関係を保たなきやいけない、仲たがいしてはいけないんだというようなこともおっしゃったわけですから、そういうふうに思つてみると、そういう相手国の条件を次々とのみ込んでいくことになりかねないというふうに思つてますけれども、その点はいかがでしょうか。

○高木政府委員 それは、それぞれの国との関係におきまして、まさに取引関係ということござりますから、不都合な条件とということであれば、当然、それは代替する措置なり別の方法にシフトするということにならうかと思ひます。

したがいまして、相手が言つたから直ちにすべて言いなりになるというような態度は私どもどちらせんし、また現実問題としてもそういうことにならないようにしたいと考えております。

○中林委員 ただ、わざわざこの十八条をつけた。安定的な輸入を確保するためには必要な施策を講ずるということで、あらゆる施策を講ずることになるですかね。

そうなると、今、自給率が非常に低い大豆や小麦や牛肉など、アメリカがいろいろなことを言ってたら、それに従わざるを得ない。今度は米の関税化をされましたか。これについても、高過ぎる、高過ぎると言つてきましたが、これについては、基本とすることというのは根本的に矛盾するんじゃないんですね。これでは、国内の農業生産をじやないですか。むしろ全く逆な方向に作用して、食料の安定的輸入の確保を名目に、アメリカや多国籍企業の対日要求を次々に受け入れれる根拠となつて、まさに日本の食料主権、それを侵すことがあります。

○中川国務大臣 この十八条の安定的な輸入を確保するということは、国内では確保できない、しかし、国民生活に影響を与えることもできないと、いう意味から必要な施策を講ずるということでございまして、一方、輸出国の勝手気まはは許さぬぞというのは、現時点においても、我々政府としても、またいろいろな立場の方々が外国等の間でいろいろな交渉をやつております。

さらには、これと密接不可分と前回申し上げましたが、次期WTO交渉における我が国の主張の一つが、輸出国と輸入国とのアンバランスの解消でございますので、そういうものも含めて、本基本法、そして次期WTOの新しい協定というものの中でも、そういう心配のないような体制にすべく、努力をしていきたいと考えております。

まず最初に、なぜ新たな基本法が必要か、その認識について確認しておきたいと思います。今から三十八年前、一九六一年に制定されました現行の農業基本法は、他産業との生産性の格差が是正されるよう農業の生産性が向上するこ

る、国内生産を基本とする方向ではない。国内でつくられるのにつくられないようにして、四一%まで自給率を低下させた政府の責任というものは極めて重いということを私は指摘して、質問を終ります。

○穂積委員長 次に、知久馬三三子君。

○知久馬委員 社会民主党・市民連合の知久馬三三子でございます。

私は、まず最初に、食について少し考えてみたところ、高過ぎると言つてきましたが、これについては、基本とすることというのは根本的に矛盾するんじゃないんですね。これでは、国内の農業生産をじやないですか。むしろ全く逆な方向に作用して、食料の安定的輸入の確保を名目に、アメリカや多国籍企業の対日要求を次々に受け入れれる根拠となつて、まさに日本の食料主権、それを侵すことがあります。

私は、まず最初に、食について少し考えてみたところ、高過ぎると言つてきましたが、これについては、基本とすることというのは根本的に矛盾するんじゃないんですね。これでは、国内の農業生産をじやないですか。むしろ全く逆な方向に作用して、食料の安定的輸入の確保を名目に、アメリカや多国籍企業の対日要求を次々に受け入れれる根拠となつて、まさに日本の食料主権、それを侵すことがあります。

か、農林水産大臣の御見解をここで伺いしておきたいと思います。

○中川国務大臣 御指摘のとおり、現行基本法は、他産業との生産性あるいは生活水準の格差を是正するという目的で制定されたものでございます。

その中には、生産性も随分上がつてきたわけありますけれども、他産業の生産性の伸びがもう高いということで、格差が依然としてまだ大きい、あるいはまた生活基盤も随分よくなつてはきました。私たちも本当に食べ物なくしては生きていけません。にもかわらず、日の前にあれ返つている食品群に、何のために食べるのかということを私たちは忘れているのではないかかということです。

確かに、食べることは個人的で閉鎖的な行為ですが、この三十年余り、欧米型食生活が浸透して、がんや循環器系統の疾病がふえ、子供たちまで生活習慣病の予備軍をつくつてているというようなことに對して本当に憂慮するものでございます。これから百年は続くんだろうと言われる高齢・少子社会で、これ以上の医療費の増大は保険制度の崩壊にもつながりかねません。私たち国民が生きるために安全で良質な食料を安定的に供給することが大切であります。

そこで、私も、このようなことを念頭に置きながら、基本的なものについて質問させていただきたいと思います。

まず最初に、なぜ新たな基本法が必要か、その認識について確認しておきたいと思います。今から三十八年前、一九六一年に制定されました現行の農業基本法は、他産業との生産性の格差が是正されるよう農業の生産性が向上するこ

とも、それから、農業従事者が所得を増大して他産業と均衡する生活を営むことを政策目標としていました。しかし、現状では政策目標を生産向上と問題などを解決する役割を果たすことが重要となつてゐると考えます。このことについていま一度、大臣さつきおっしゃつたんですけれども、もう一度の確認をしておきたいと思います。ひとつよろしくお願ひします。

○中川国務大臣 農産物にしましても林産物、水産物にいたしましても、有限な資源である、しか

一
四

もこれは生き物であり、自然相手の仕事である、こういう特殊性、重要性というものを考えたときには、やはり、既に世界各地で発生しております環境の問題あるいはまた飢餓人口が八億人以上いると言われておるような現状等々を考えますと、地球の環境維持あるいはまた人口と食料とのアンバランスの解消、そのために今回は国際貢献といふ条文も入つておるわけでござりますけれども、そういったような、ただつくつて食べればいいんだ

皆さんのが農業、農村に求める価値として二つのことに集約をいたしまして、一つが食料の安定供給との確保であり、もう一つが農業、農村の多面的機能の發揮ということでございます。この二つを基本理念に掲げまして、国家社会におきます農業、農村の位置づけの明確化を図つたということであります。

それから、具体的な政策をいたしましても、こ

ちよつと私には理解できないのです。日本の食料事情というのをどのように考えておられるかといふこと、それから、今環境面ではどういうことがあつたのですけれども、具体的に環境面でどのような方策をとられるのか、環境にマッチしたといふのですか、そのようなことについてもう少し詳しくお願いしたいのですけれども。

○高木政府委員 世界の食料需給という点について申し上げますと、これまで栄養不足人口が八億

というだけではなく、つくることによるいろいろな意味あるいはその存在する農村という地域のいろいろな意味というものが、十分その意義、機能を発揮できるような体制にしていかなければならぬいということが今回の法律の大きな柱になつておるわけでござります。

皆さんが農業、農村に求める価値として二つの方とに集約をいたしまして、一つが食料の安定供給の確保であり、もう一つが農業、農村の多面的機能の發揮ということございます。この二つを基本理念に掲げまして、国家社会におきます農業、農村の位置づけの明確化を図つたということあります。

それから、具体的な政策をいたしましても、この基本理念に基づきまして構築しているわけであります。が、主なものを申し上げますと、食料の安定供給の確保という点では、食料問題の重要性をうなづかせるべきであります。が、特に世界の食料需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみとおなじでござりますが、特に世界の食料需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみとおなじでござります。これらは、基本思想を入れ込んでござります。これま

ちよつと私には理解できぬのです。日本の食糧事情といふのをどうに考えておられるかということ、それから、今環境面ではどういうことがあつたのですけれども、具体的に環境面でどのような方策をとられるのか、環境にマッチしたといふのですか、そのようなことについてもう少し詳しくお願いしたいのですけれども。

○高木政府委員　世界の食料需給という点について申し上げますと、これまで栄養不足人口が八億人いるということはございますが、基本的に、世界の食料供給力というのは上昇の一途をたどつてまいりました。しかし、これからは、環境面の制約、新しい農地開発ができにくくなっている、あるいは、順調に単収が伸びてきたものがこれまでおり伸びることができるのか、こういう問題に突き当たつているとひうふうに思います。

次は、結局にあります基本法案に關連しての、されども、まず、食料の安定供給の確保に当たっては、国内農業生産の維持増大による食料自給率向上が必要条件であると考えますが、法案の条文に明示的に述べられていないのは、何でそういうようなことが書かれていないのか、その理由はどういうことかということを説明いただきたいと思います。

○高木政府委員 基本法案の二条におきましては、食料供給のあり方といいたしまして、国内の農業生産を基本とするということが明確に規定されています。これは、輸入と備蓄の関係におきまして、国内農業生産を基本とするということを示したものでござります。これは、食料供給におきます国内農業生産の位置づけが端的でより明確になつてゐるというふうに考えております。

本法問題調査会の答申においても、私たちは今、地球資源の有限性や環境問題、食料危機への不安などを強く意識せざるを得ないと思ひます。文明の大好きな転機に立たされているということです。それと、進歩と発展の明るい高度成長期から一転して、世界的に危機意識と不透明感が強まる中にあって、戦後の農政を形づくってきた制度の全般性にわたる抜本的な見直し、二十一世紀を展望しつつ国民全体の視点に立った食料・農業・農村政策

地球環境の問題などが世界の食料需給に悪影響を与えかねないという認識を踏まえたものでござります。

また、多面的機能を特に三条で明記しておりますが、これも、これは、農業、農村の持つ国土や環境の保全機能、こういったものを重視する、あるいは文化の形成、景観の保持等も含めておりますけれども、特に環境面につきまして明示的に規定をしておるということですぞざいます。

一方で、世界の人口は毎年一億人ずつふえてい
る、こういうことでありますから、需要と供給の
間にギャップが生ずる可能性がどんどん出てきて
いる、こういうふうに世界全体の食料需給として
は展望しているわけであります。そうなりますと、
我が国におきましても、相応の食料供給力をも
つていかないとなかなかこれから先大変ではな
いか、こういう認識でございます。
それからもう一つ、環境面でございます。

一方、食料自給率の目標につきましては、これはもう具体的、実践的な課題でありまして、理今会員とは別の条項におきまして、十五条でござりますが、食料自給率の目標を定める、こういうことですあります。目標である以上、当然その向上を目指すというのは目標という言葉に含まれた意味でございますので、当然その向上を目指すということですで目標を立てるわけでありますので、向上といふ字句が重なるということであえて規定していない

の再構築が今なされなければならないと、新たな食料・農業・農村政策に向けた問題意識が明らかになりました。これまでの政策において、こうした認識をどの部分で読み取ればいいのか、その辺がちょっと明らかでない面がありますので、詳細に説明をお願いしたいと思います。

○高木政府委員 食料・農業・農村基本問題調査会答申におきましては、二十一世紀におきましては

また、農業の持続的な発展のための不可欠な要素といったしまして、現行基本法では経済的要素を規定しておりますけれども、新しい基本法案におきましてはその四条において、農業の自然循環機能の維持増進ということを規定しております。これは、農業が本来持っております自然循環機能を通じて土や水などの自然環境が形成、保全されるといった認識を示したものでございます。

農業は、自然循環機能というのを本来は持つておるわけですけれども、肥料、農薬の多投入といふことが起りがちでございます。やはり単収を上げるために、あるいは労働の軽減を図るために肥料なり農薬の多投という問題が出てまいりました。これが、例えば窒素などが地下水に浸透いたしますと、硝酸態窒素というようなことになりまして、地下水に依存する地域の飲み水に悪影響を及ぼすことがあります。

○知久馬委員 先がたもあつたと思うのですけれども、日本の食料の自給率というのは世界で何番目かと、例えば消費者の人とか農業をしておられる方、生産者の方に聞いても、ほとんどの人は知らないということです。それに対しても何の疑問もないといひやうなことだと思います。それほどに私たちの周りには食べ物があふれ、世界じゅううつりこらつりちらついているものが当たり前にあります。

人口・食料・環境・エネルギー問題が顕在化する、こういう基本的な認識に立ちまして、我が国経済社会の展望を示した上で、今後の食料・農業・農村政策の基本的考え方、具体的な策方向を明らかにしております。

幾つか申し上げましたけれども、資源の有限性とか環境問題とか食料をめぐる問題、こういったものは、それぞれのところに十分反映されている、というふうに考えております。

○知久馬委員 今、世界の食料事情にかんがみと、いうことを言われたのですけれども、その辺が

○知久馬委員 ありがとうございました。
えがねなし こうう問題を出てまいりてし
わくでござります。それに対して、本来の農業の
力が發揮されるよう農法を奨励していく、こう
いうことが必要になつたという認識でございま
す。

前になつてきております。
今、日本では、数字がちょっと古いかもしれませんが、三千二百万トンもの食料を輸入して、その四割をごみとして廃棄し、食料自給率も穀物自給率も下げ続けているという現状でございまして

て、このことは本当に憂うことだなと思います。
そういうことで今お聞きしたわけなのですけれど
ども、やはりちゃんとしたものを見記すべきでな
いかなと思います。

次に、農業の持つ多面的機能を發揮させ、農業の持続的発展を図るために環境保全型農業の推進は極めて重要な要素であるが、法案の四条において、環境保全型農業の推進について明確に述べられていないと思います。このことについて、具体的にもう一度お伺いいたします。

の数年来 環境保全型農業 ということで、その推動をしてまいりました。これを基本法案でどう規定するかということで、いろいろ検討したわけですがございますが、環境保全型農業といいますと、農業生産活動を行う上で使用する化学肥料、化学農薬の使用の低減によって自然環境に対する負荷を低減させる、いわば環境を悪化させないという意味合いは確かにありますけれども、もつと積極的に農業の持つ機能を生かすという表現ができないないうふうかと、そういうことで検討いたしたわけでござります。

その中で、特に、家畜排せつ物とか糞わらとか食品残渣、こういったものをもつと積極的にリサイクルして環境改善に寄与する、こういう積極面を含んだ概念としては、環境保全型農業というよりは農業の持つ自然循環機能の維持増進という方がより積極的な幅広い規定である、よりこれから時代のあり方を踏まえた適切な規定であるということで、いわばもつとポジティブな書き方として、自然循環機能の維持増進ということで規定をいたしました。したがいまして、いわゆる環境保全型農業というものの中に含まれているといふうに理解しております。

○知久馬委員 農薬とか化学肥料の使用量の削減を目指すためには、有機質肥料への転換がなされが必要がありはしないかと思います。そのためには、やはり一定域内の有機複合循環型の農産物生産システムの確立なんかも明記する必要があるの

じやないかと思うのですけれども、この点についてはどのようなあれでしようか。

○高木政府委員 御指摘のように、まさに家畜排せつ物とか糞わらとかそういう有機物を利用し、これをリサイクルして、またその地域の農地に還元し農業生産に役立てていく、こういう考え方方が基本的に大事だと思っています。そういう方向を目指す、そういうところで踏み出さんだという意味で、農業の自然循環機能の維持増進という言葉でその基本的な方向を書きあらわしたつもりでございます。

○知久馬委員 くどくなりますが、この点について言いませんけれども、次に私が一番問題といふか関心のあるのが、扱い手の問題についてです。

法案全体を通してお伺いしたいと思いますけれども、法案の四条においては、農業の持続的な発展のために農業の扱い手が確保されなければならない旨が述べられています。また、二十五条においては、人材の育成と確保のために、農業者の農業の技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講じる旨が述べられています。

まず最初に、農業者の農業の技術及び経営管理能力の向上のための施策として、現在行われているものは具体的にどのような施策か、または、その効果と問題点と今後の課題についてお伺いしたいと思います。

○樋口政府委員 農業者の農業の技術及び経営管理能力の向上という点についてお答えを申し上げます。

これに関連する施策につきましては、普及組織が中心となりまして、試験研究機関などで開発をされました技術の移転や普及を図るということが一つでございます。さらに、農業者や農業者に直接接しております普及職員に対する、例えば簿記の記帳とかそういうものの講習をやるとか、あるいは経営診断能力の向上のための研修をやるとい

か、あるいはまた、新しい技術を導入するために無利子の資金を貸し付けるとか等々の施策を講じております。しかしして、担い手を育成するためにはいろいろ展開をされております。こういうことで、生産性の向上とか青年農業者の確保、育成等に一定の役割を果たしてきたところと考えております。

しかしながら、現時点でもう一回よくよく見てみると、農政の課題がいろいろ多様化したり複雑化をしておりまして、普及事業が実際どんな成果を上げているのだろうかというのがなかなか見えづらくなっている点が一つあります。それから、農業者の技術水準が全体として大変高度になってきているという点もございます。また、いろいろな作物でございますとか機械が入ってきたりということで経営内容も多様化しておりますので、そういう中で農業者のニーズにきちんとこたえられているのだろうかというような問題も指摘をされております。

私どもとしては、こういう技術水準の向上や経営の多様化に伴います農業者のかなりハイレベルな要請、そういうものに普及事業が的確に対応しえるというようなことをねらいとしまして、一つは、現場で解決できるような実証試験、現実に目で見る、見せてあげるということは大変大事なことでございまして、そういうもので実証試験に積極的に取り組むということで、試験部門と普及組織の連携を強化しまして、かなりハイレベルな技術を早く移転できるということが一つでございます。

それから、経営改善支援センター等関係の機関と連携をしながら、個別の農業者に、経営はいろいろ違いますので、それぞれの実態に即した個別支援の指導を展開できるというようなことが一つでございます。

○知久馬委員 確かに、こうした技術的なこと、経験等、いろいろあるとは思うのですけれども、いうような方策を用意することが必要ではなかろうかと思っているところでございます。

問題は、後継者、担い手というのは、農業に対する魅力というものが無いから、このような状況の中で担い手がいないということだと思います。彼らは、中で生産性を高めても、財政的な面等についても、やはりそれを実らせなければ、農業の担い手にはなかなか手がないのではないかなということを思います。

さつきちらりとおっしゃったのですけれども、新規就農促進に関しては、昨年、青年就農促進法ですか、改正されて、中高年齢者もその対象となつていただようですが、その成果はあらわれているでしょうか。また、それらについての問題点、今後の課題についてお聞かせ願いたいと思います、青年も含めて。

○樋口政府委員 新規就農の関連でお答え申し上げます。

新規就農で、いろいろな課題があるわけですが、いますが、就農する場合の隘路といいますか、ハードルといいますか、それが大きく分けて二つほどあるのではなかろうかと思われるわけでござります。

一つは、やはり技術をきちっと身につけていないとなかなか難しい。それから、ある程度の資金を必要とするわけでございます。三つ目が、やはり生産の手段でございます農地が確保されないといけないということでございまして、これらにつきまして体系的な支援措置を講じております。

先生、今御質問ございましたのは、どちらかども、三十九歳以下の青年の就農動向が、ちよつと数字だけ紹介しますと、平成七年の七千六百人から平成九年には九千七百人とということで増加

平成十一年五月十八日

一一六

をしていまして、私どもとしては、資金の貸し付けを中心とします施策の効果が着実に上がつてきていると思っております。

さらに、多様化したルートから新規就農の道を

ということもございまして、そういうニーズにもおこたえするということことで、お話のございまし

た、青年就農促進法を改正しまして中高年齢者も新たに対象にするということになつたわけをござ

います。こういう方に対する資金の貸し付けはも

ちろんでございますが、このほか、農業者大学校における研修でございますとかいろいろなことをやつております。これはちょうど十年度に始まつ

たところでございまして、正直言いまして、ようやく一年たつたところでございますから、まだ一定の実績を積み重ねるということが必要だと思っておりまして、もう少し経過を見ていただきたいなど思つておるところでございます。

○知久馬委員 今、農地の確保も一つあるんだと言われたのですけれども、私は小さい県の中山間地のところにあるのですけれども、ずっとこれまで圃場を整備され、耕地整理されてきた中での田んばの状況というのは、減反政策をとられながら、相当の田が荒れ地になつておる現状を見る中で、本当にこれらのことに対して心が痛んでいる

といふか、やはり農地が荒廃すれば国が滅びるというようなことがよく言われる中で、これらのことについてもう少し検討するあれがあるのではないかなどうことを思います。

○権口政府委員 農業に関する教育につきましてお答えを申し上げます。

農政の円滑な推進を図ることにつきましては、農業あるいは農村について国民の皆さんの理解と関心を深めてもらう、これは大変重要なこ

とであろうと考えております。

このため、義務教育といいますか小中学校段階からの農業体験でございますとか、あるいは一般国民に対しましていろいろな情報提供を実施するとか等々で、農業や農村に対する理解を深めていただくためのいろいろな活動に取り組んでいたところでございます。特に、昨年秋には、農業教育につきまして文部省さんと連携して取り組むということで基本の方針に合意を見たところでございまして、今後は連携をとりながら一層これらの取り組みを強化していくかと思います。

ちょっと具体的にお話を申し上げますと、農家に泊まりましての農業体験に対する支援でございまますとか、それから今度は小学校、中学校の先生方を、本当に実践的な研修等、あるいは農業副読本までつくってもらおうではないかというようなことでござりますとか、特に本年度からは、そういう農業者等をきちんと登録するといいますか、だれだれさんというふうに明らかにしていくといふことでござりますとか、文部省と連携をしまして、子ども長期自然体験村というようなところで一定の支援を申し上げる等々のことで連携を図つていきたいと思つております。

○知久馬委員

その点につきましては大変結構な

ことだと思います。

今子供たちも、例えばお米はどこでつくられるかといえば、スーパーに売つてあるとかいうような現象があります。この豊かな自然の中で、いつ、どんな作物ができるのかさえ知らないような子供たちがたくさんおるわけなんです。それは、長い農業経営の中でもそくなつてきた面があると思ひますけれども、やはり私たち、自然の中でその時期時期にとれるそうした農作物というのをしっかりと食べていかねばならないではないかといふことを思つております。

まだちょっと用意しておつたのですけれども、

時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○穂積委員長 次回は、明十九日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十分散会

平成十一年五月二十七日印刷

平成十一年五月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局